

平成 2 3 年川西町議会

第 3 回定例会会議録

開会 平成 2 3 年 9 月 9 日

閉会 平成 2 3 年 9 月 2 0 日

平成 2 3 年川西町議会
第 3 回定例会会議録

(第 1 号)

平成 2 3 年 9 月 9 日

平成23年川西町議会第3回定例会会議録（開 会）

招集年月日	平成23年9月 9日	
招集の場所	川西町役場議場	
開 会	平成23年9月 9日 午前10時 宣告	
出席議員	1番 勝島 健 2番 堀 格 3番 伊藤彰夫 4番 石田三郎 5番 今村榮一 6番 松本史郎 7番 寺澤秀和 8番 森本修司 9番 杉井成行 10番 中嶋正澄 11番 芝 和也 12番 大植 正	
欠席議員		
地方自治法第 121条の 規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	<p>町長 上田直朗 副町長 松本ひろ子 教育長 森杉衛一 理 事 嶋田義明 教育次長 山嶋健司 産業建設部長 寺澤伸和 総務部長心得 森田政美 福祉部長心得 下間章兆 水道部長心得 福本哲也 企画財政課長 西村俊哉 健康福祉課長 奥 隆史 上下水道総務課長 中川榮一 税務課長 吉田昌功 会計課長 前川 卓</p>	
	監査委員 木村 衛	
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議会事務局長 高間隆弘 モニター係 増井 肇	
本日の会議に 付した事件	別紙議事日程に同じ	
会議録署名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した	
議員の氏名	7番 寺澤 秀和 議員	8番 森本 修司 議員

川西町議会第3回定例会(議事日程)

平成23年9月9日(金) 午前10時00分開会

日程	議案番号	件名
第1		会議録署名議員の指名
第2		会期の決定
第3		諸報告
	報告第5号	健全化判断比率についての報告について
	報告第6号	川西町資金不足比率の報告について
	報告第7号	川西町土地開発公社の経営状況等の報告について
	報告第8号	定期監査報告について
第4		一般質問
第5	認定第1号	平成22年度川西町一般会計・特別会計決算について
第6	認定第2号	平成22年度川西町水道事業会計決算について
第7	承認第8号	平成23年度川西町一般会計補正予算の専決処分について
第8	議案第38号	平成23年度川西町一般会計補正予算について
第9	議案第39号	平成23年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について
第10	議案第40号	平成23年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算について
第11	議案第41号	平成23年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について
第12	議案第42号	平成23年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計補正予算について
第13	議案第43号	平成23年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について
第14	議案第44号	平成23年度川西町公共下水道事業特別会計補正予算について
第15	議案第45号	川西町税条例の一部改正について
第16	議案第46号	川西町道路線の認定について
第17	諮問第1号	川西町人権擁護委員候補者の推薦について
第18	同意第3号	川西町教育委員会委員の任命について

(午前10時00分 開会)

議 長(大植 正君) 皆さん、おはようございます。

これより、平成23年川西町議会第3回定例会を開会いたします。

本日は、婦人会の皆さん、傍聴御苦労さまでございます。よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。よって議会は成立いたしましたので、これより会議を開きます。

町長より、定例会招集についての挨拶を受けることにいたします。

町長。

町 長(上田直朗君) おはようございます。

本日、川西町議会第3回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、大変お忙しい中、早朝より御参集くださりまして、まことにありがとうございます。

平素は、議員各位におかれましては、川西町の町政の進展のために何かと御尽力をいただいておりますことに厚く御礼を申し上げる次第でございます。

さて、このたび台風12号が四国・中国地方を通過いたしました。その影響で紀伊半島南部の地方が、長時間の豪雨により甚大な被害を受けられました。私たち奈良県の南部、吉野郡地方の市町村でも多大な被害を受けられました。心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧を願うばかりでございます。

さて、本議会には、平成22年度の各会計の決算認定案件を初めとして、多数の案件を提出いたしております。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。開会の御挨拶にかえさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

議 長(大植 正君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、7番 寺澤秀和君及び8番 森本修司君を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より20日までの12日間といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(大植 正君) 異議なしと認め、本定例会の会期は、本日より20日までの12日間と決定いたします。

日程第3、諸報告に入ります。

議長報告として2件の陳情書と、行政報告として、報告第5号、健全化判断比率の報告について、報告第6号、川西町資金不足比率の報告について、報告第7号、川西町土地開発公社の経営状況等の報告についてをお手元に配付いたしておりますので、御清覧おき願います。

次に、報告第8号、平成23年6月から平成23年8月期までの例月出納検査の結果報告を、木村監査委員より報告を求めます。

木村監査委員。

監査委員（木村 衛君） 平成23年6月から8月期に行いました例月監査の結果を御報告申し上げます。

森本監査委員とともに、地方自治法第235条の2第1項並びに地方公営企業法第27条の2第1項の規定により、平成23年度の川西町一般会計並びに特別会計及び水道事業会計の出納及び予算の執行状況につきまして、会計管理者並びに水道部長に必要な調書の提出を求めて、関係帳簿及び証拠書類を対照しながら説明を受け、厳正なる審査を実施いたしました結果、各会計における予算の執行並びに現金の出納・保管などについて、過誤もなく適正に行われているものと認めましたので、御報告申し上げます。

議長（大植 正君） 監査報告が終わりましたので、日程第4、一般質問に入ります。

順次質問を許します。

3番 伊藤彰夫君。

3番議員（伊藤彰夫君） おはようございます。それでは、議長の許可を得ましたので、町長に質問いたします。

さきに通告してありますように、介護保険事業計画と障害福祉計画に関してであります。

我が国の急激な高齢社会の進展により、介護を必要とする人たちの増加に対応するために、社会全体で支える新たな仕組みとして、平成12年4月から介護保険制度が導入されました。介護保険制度は今年で12年目を迎え、介護保険利用者の増加とともに、この制度は定着しつつあります。一方で、増加する利用者への対応や介護サービスの充実、介護費用の増大など多くの課題が発生してきています。それらの課題に対応するために、介護保険は3年ごとに見直され、徐々に制度が改善されてきています。

本町では、平成12年度から、「長生きを喜べるまち、楽しめるまちへ」を基本テーマとして、第1期介護保険事業計画がスタートし、第2期、第3期を経て、現在は平成21年度に策定された第4期介護保険事業計画が進行中です。この第4期介護保険事業計画を策定するときに実施されましたアンケート調査では、介護保険サービスについて、身の回りの世話や生活に安心感がある、話し相手ができるなど、介護保険を利用してよかったという回答が多くありました。また、要望として、自宅で介護サービスを受けたいというのが一番多く、認知症の早期発見と医療機関の充実、相談窓口の充実、介護する者の負担軽減などがありました。この第4期介護保険事業計画では、介護保険サービスや地域支援事業などの各事業に目標値を設定して、地域包括支援センターを初め、町全体で取り組んできておられます。平成24年度からは、第5期介護保険事業計画が新たにスタートします。

国では、介護サービスの基盤強化のために介護保険法の一部改正が予定されています。改正の目的は、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスなどが連携して切れ目なく提供される、いわゆる地

域包括ケアシステムの実現に向けた取り組みを進めることとなっています。つまり、これまでの事業に加えて、認知症支援、在宅医療、高齢者住宅、生活支援などが求められてきています。

これらを受けて本町では、第5期介護保険事業計画の策定に向けて、8月に日常生活圏域ニーズ調査が実施され、早速準備に取りかかられています。第5期介護保険事業計画においては、前に述べた課題、要介護者の増加、介護予防、介護費用の問題も含め、介護サービスのより一層の充実が必要となっています。本町では、今後、高齢者のひとり暮らしや高齢者夫婦世帯の増加に伴い、介護保険サービスの利用者の増加が予想されます。第5期介護保険事業計画のさらなる充実を期待するものであります。

そこでお尋ねいたします。

1点目は、介護保険料についてです。介護保険料は市町村ごとに定められており、本町の基準月額は、平成12年当初の第1期では2,417円で、第2期では3,209円、第3期は4,361円、そして、第4期は4,356円となっています。第4期で見ますと、全国平均4,160円よりもやや高くなっております。また、国の資料によりますと、第5期の見込みとして、さらに1,000円程度の増加が見込まれています。さて、本町での見込みはどうかでしょうか。1号被保険者の方たちは大変心配しておられます。保険料の値上げを抑える工夫はあるのでしょうか。お伺いします。

2点目は、要介護認定者の増加への対応についてです。

本町では、人口約8,850人のうち、1号被保険者である65歳以上の高齢者人口が2,334人、高齢化率は約26%。そのうち介護認定者は約390人おられます。そして、60歳から64歳までの方が約890人おられ、5年後には高齢化率は30%を超えることが予想されます。これを受けて要介護認定者も年々増加することが予想されますが、十分に対応できる施設や体制ができていますでしょうか。

3点目は、地域支援事業についてです。

まずは一人一人が要介護者にならないように気をつけることが大切で、ふだんから自分の健康づくりに気を配ることが必要です。これに加えて介護予防の普及啓発が必要だと私は考えます。地域支援事業の中で各種の介護予防事業や包括的支援事業が行われていますが、出前講座を利用して積極的に普及啓発されてはどうか。

次に、障害福祉計画についてです。

障害福祉は以前から行われてきましたが、平成15年度に支援費制度が開始されて利用者が増え、障害のある人たちの生活を支えてきました。しかし、課題も多く、平成17年に新たに障害者自立支援法がつくられました。この法律の制定を契機に、本町では平成18年に第1期障害福祉計画が策定され、引き続き平成21年に第2期障害福祉計画が策定されました。そして、目標達成を平成23年度として、各種の自立支援事業や地域生活支援事業が推進されてきました。一方で、この障害者自

立支援法に対して、障害者の負担が大きいことから全国的に反対運動が起こり、大きな訴訟問題となりました。その結果、現在は政府と原告団との和解が成立し、障害者基本法の一部を改正する法律が本年8月5日に公布され、障害者自立支援法も平成25年に廃止され、新たな法律がつくられる予定となっております。このように、国の施策は大きく揺れ動いていますが、障害福祉事業はとめるわけにはいかず、さらなる制度の充実が必要となっております。

本町の障害福祉計画はどうかと危惧していましたところ、先月、アンケート調査が私の家にも送られてきて、第3期障害福祉計画策定のための準備が始まっていることがわかりました。障害福祉計画は、障害者自立支援法に基づき、全国一律の仕組みである自立支援給付事業と、都道府県や市町村が行う地域生活支援事業の各サービスがあります。新たな法律がつくられても、自立支援や生活支援は欠かせません。私は、今後自立支援や生活支援を推進するためには、障害福祉サービスに加えて地域における自立支援協議会の設置と総合的な相談支援体制の構築が必要だと考えています。そして、広報川西9月号に、磯城郡地域自立支援協議会が6月29日に設置されたことが掲載されておりました。これは大変すばらしいことだと思います。

そこで、お尋ねいたします。

平成20年度から始まる第3期障害福祉計画の策定においても、また、磯城郡地域自立支援協議会の今後の活動においても、障害者の立場にたった自立及び生活の支援体制を確立させることが重要であり、特に就労に向けた支援が最も大きな課題であると考えています。これらについて今後本町ではどのように進めていこうとお考えでしょうか。お尋ねいたします。

以上、介護保険事業計画と障害福祉計画について、御答弁をよろしくお願いいたします。

議 長（大植 正君） 町長。

町 長（上田直朗君） まず、介護保険料についてでございますけれども、来年からの第5期の介護保険事業計画の策定に向かいますので、今進めておるところでございます。その一つとして、今回、日常生活圏域のニーズ調査といたしまして、アンケート調査を実施させていただいたところでございます。現在、調査票の回収もほぼ終了して、コンサルタントにて集計・分析を始めているところでございます。また、保険料算定に必要なデータについてもあわせて入力し、分析作業中でございます。

御質問の次期介護保険料でございますけれども、全国平均の見込み額として5,000円を若干上回る程度と言われておりますけれども、現在、日常生活圏域のニーズ調査における分析、そして保険料算定に必要な本町の過去の実績データの入力や分析作業中でございますので、現段階においては、どの程度の額になるかということとはちょっとまだわかりませんが、川西町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会にお諮りしながら検討してまいりたい、このように思っております。

ただ、現在のところ、町の見込みといたしましては、介護給付費準備基金の積立

金というのがございます。これにちょっと余裕がございますので、次期計画でこれらを取り崩し、また、介護保険法の一部改正によりまして、県の財政安定化基金というのがございます。これも活用しながら、保険料の増加の抑制を図るために一部の市町村に交付することができるようになっておりますので、交付された場合には、増加分を軽減できるよう、これもあわせて検討してまいりたい、このように思っておりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

それから、要介護認定者の増加への対応ということでございますけれども、今後、高齢化率が高くなり、それに伴って要支援や要介護認定者も年々増加することが予想されます。要介護認定者の増加への対応のできる施設や体制づくりをどのようにするかという御質問でございますけれども、現在、来年度からの第5期介護保険事業計画の策定に向かって、先ほど申しました日常生活圏の地域のニーズ調査を行って分析し、保険料の算定に必要なデータの入力・分析中でございますけれども、その結果をもとにして、川西町の高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会の中にお諮りをいたしまして、これもあわせて検討してまいりたい、こういうふうに思っております。県におきましても、奈良県の高齢者福祉計画、そして第5期奈良県介護保険事業支援計画が策定されておまして、これも計画の策定中でございます。川西町におきましても、この奈良県の計画の動向を見ながら、次期計画策定委員会の中で介護認定者の増加への対応について、施設とか体制づくりを検討してまいりたい、このように思っております。

それから、地域支援事業についてでございますけれども、第1次予防事業といたしまして、すべての高齢者を対象に、介護予防の普及啓発を目的に、健康教室などを実施するとともに、地域におきます団体等と連携しながら健康の保持増進を進めております。当町といたしましては、出前講座「脳の健康教室」「介護予防講演会」「認知症サポーター養成講座」を実施いたしております。

質問の出前講座についてでございますけれども、第2次予防の対象者、いわゆる特定高齢者を把握するとともに介護予防の理解を深めて、健康づくりの支援として、地域の公民館で健康体操や認知症予防などの啓発出前講座を行っているところでございます。平成22年度におきましては、延べ4回、参加者数121名の方々を対象に事業を実施してまいりました。これからも積極的に自治会や老人会、そして婦人会の方々に参加協力を依頼してこれらを進めてまいりたい、このように思っておりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

次に、障害者計画のことでございます。

障害福祉計画は、障害者自立支援法第87条第1項の規定に基づきまして、障害者福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として策定されたものでございまして、本町では、平成18年に第1期計画、そして平成21年度に第2期計画が策定されました。今年度は平成24年度から26年度までの計画期間であります第3期の障害者福祉計画の策定のための準備をしているところでございます。

地域自立支援協議会でございますけれども、障害者自立支援法の第77条第1

項の第1号及び障害者自立支援法施行規則65条の10に基づきまして、地域におきます障害者福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行う場として、地域自立支援協議会を、川西町、三宅町、田原本町の磯城郡3町合同で本年6月に設置をいたしました。今後この協議会におきまして地域の課題や問題点を抽出して、地域の社会資源や特徴を踏まえながら支援の方策を話し合っている場となるよう、組織や機能の充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

現在、第3期の障害者福祉計画のアンケート調査の回収段階でございますが、このアンケートを集計・分析をいたしまして、総合的な相談・支援体制確立のため就労支援事業所や相談支援事業所及び自立支援協議会との連携、担当課の体制整備を進めつつ、同時に計画策定委員会にお諮りをした上で、障害者の立場に立った、よりよい計画を策定できるように努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく御理解いただきたいと思っております。

議長（大植 正君） 伊藤彰夫君。

3番議員（伊藤彰夫君） 丁寧な御答弁、どうもありがとうございました。

介護保険料につきましては、介護サービスの内容とか利用者の要望とか、いろいろ問題がたくさんあると思っておりますが、町民の負担ができるだけ小さくなるように、よろしく御検討いただきますようお願い申し上げます。

それから、要介護認定者の増加への対応につきましても、アンケート調査もこれから分析されて、町民の皆さんが十分な介護サービスが受けられるよう、体制の整備をお願いしたいと思っております。

地域支援事業につきましても、ぜひとも普及啓発に尽力をいただきたく、また、開催するときでも、参加者が多くなるような工夫もぜひ考えていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

それから、第3期障害福祉計画につきましても、これからの検討になってまいります。アンケートの結果も踏まえて、自立支援、生活支援、相談支援など、さらに充実した計画となるよう要望いたします。

磯城郡地域自立支援協議会につきましても、支援を必要とする人たちの願いが反映されるよう、開かれた協議会となることを期待しておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。御清聴どうもありがとうございました。

議長（大植 正君） 町長。

町長（上田直朗君） 今、伊藤議員から御質問ございましたように、保険料につきましても、できるだけ高くないように、抑制していけるように考えていきたいと思っております。また、これらのもとになりますのが、介護にかかられる方々を減らしていく、いわゆる介護にかかからない方々を増やしていくことが大切でございますので、そうしたいろいろな施策を講じて認識をしてもらう、そしてまた運動してもらって、介護の必要でない方々の増加を図ってまいりたいというふうに思っております。また、高齢者が増えてまいりますと、施設の整備でござ

いますけども、奈良県のほうで3つのブロックに分けておりました、我々川西町はその中間地域のブロックに入るんですけれども、その中で必要な施設のベッド数と申しますか、それを県が計画して定めておりますので、その範囲の中で対応していかなきゃならんということもございますので、今後、県のそうした計画を十分に見きわめながら、川西町としてどれだけ必要なのかということも含めて検討してまいりたい、こういうふうに思っております。

それから、障害者のことにつきましても、今そうした立ち上げでございますし、また法律の計画の改定の時期でございますので、障害者の方々の意見、あるいはまたいろんなケースの方々がおられますので、そうした方々の意見を十分に聞きながら計画の中へ反映していけるように努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

議長（大植 正君） 2番 堀格君。

2番議員（堀 格君） 2番の堀でございます。よろしくお願ひいたします。

2点ばかり御質問して、御説明を賜りたいというふうに思います。

まず1点目でございますけども、唐院小学校の跡地の活用問題の進捗状況について説明をいただきたいと思います。

唐院小学校の跡地の活用につきましては、多くの方々が関心を寄せられていますことにつきましては、皆様重々御承知のとおりでございます。そして、この活用に関しましては、これまで、保育園にしたらとか、介護老人ホームにしたらとか、いろいろな議論がある中で、産業用地として活用する道を探ろうということで、本年度の予算におきまして調査費を計上して進めているところでございます。さて、現在、東大阪等の会社に対しまして進出の意向を打診するアンケート調査を行うべく作業中という話を伺っておりますが、この調査の計画の概要と現在の進捗状況につきまして、まず御説明をいただけたらと思います。これが1点目でございます。

それから、2つ目でございますけども、成和保育園の受け入れ体制の進捗状況についてお尋ねしたいと思います。

残念ながら、当川西町の人口が減少傾向にあることは皆様御存じのとおりであります。しかしながら、世帯数で見えてまいりますと、結崎駅の周辺を中心にいたしまして住宅開発がございまして、世帯数ではむしろ増加しているといってもいい状況であります。そして、この新しいところでは、小さいお子さんが結構いらっしゃるわけであります。川西町を活性化し、若い人に来ていただくためには、受け入れ体制の充実が欠かせません。すなわち幼稚園、保育園、小学校、中学校、こういったところの充実が必要であります。小学校につきましては、町長さんの決断もありまして、現在改築の作業が着実に進められております。

そこで、保育園でありますけども、当川西町では、町営ではなく成和保育園に委託をいたしております。委託はそれで構わないのでありますが、十分な受け入れと保育の充実が大切であります。まず、何といたしましても待機児童をなくさねばなりません。残念ながら、現在若干の待機児童が発生をいたしております。イ

ンフラの整備は町当局の基本的な責務でありますから、委託しているからといって任せっ放しというわけにはまいりません。当然ながら相手の事情もあることでありますから、そこらのかじ取りは非常に難しいところであります。このたび、そここのところを乗り越えまして、町のほうも補助金を出しまして、ゼロ歳児の受け入れを進めるべく保育室を増設されると伺っております。現在、町当局のほうで把握されております進捗状況につきまして御説明をいただきたいと思っております。

以上2点、よろしく願いいたします。

議長（大植 正君） 町長。

町長（上田直朗君） まず、唐院小学校の跡地の活用のごとでございます。

さきの6月議会におきまして、将来的にも町の進展に資するような方向で活用するためには、企業を誘致して産業用地として活用することが現段階では最も有効ではないかということ、特に西名阪高速道路の郡山スマートインターの設置や県内最大の産業集積地であります昭和工業団地との近接性など、本町が持っております利便性を関係機関にアピールしていき、そして、企業に対して本町への進出意向の調査なども行っていく予定であるということ、御説明を申し上げます。

今回、その進捗状況ということ、御説明を申し上げますけれども、本町の将来的な発展を考えたときに、当該跡地だけでなしに、周辺の農地の有効利用もあわせて考えていったらいいのではないかなというふうに考えております。そこで、9月の下旬ぐらい、この月の終わりごろになると思っておりますけれども、旧唐院小学校周辺の農地の地権者の方々に土地活用などに関するアンケートを実施させていただき、予定をいたしております。企業の川西町への進出意向に係る調査につきましては、このアンケート結果などを集約した上で、11月ぐらいから小学校跡地をPRするための立地条件などを説明するパンフレットなどを作成して、進出企業に係る調査を実施していこうと考えているところでございます。

なお、本町が予定しているような企業向けの調査を田原本町や平群町においても同時期に実施することを計画しておられまして、企業側から見て同じような内容のアンケートが重なって来るとということでは困りますので、そういうことを防ぐために、田原本町、平群町とも共同してアンケートを実施するように、今協議を進めているところでございます。この協議の中で、調査対象とする企業につきましても、当初予定しておりました大阪周辺だけではなく、京阪神、名古屋方面、また東京周辺も含めた、より広い地域について調査するように検討を重ねているところでございます。

それから、次に成和保育園の現状と整備の状況でございますけれども、現在、成和保育園には120名の定員のところ118名の入所がございまして、9名の入所希望が寄せられておりますけれども、そのうち5名の方が乳児、いわゆるゼロ歳児ということでございます。希望どおりの入所を進めるためには、一昨年について定員超過となる見込みでございますが、今回、成和保育園で実施されます施設整備は、保育需要の高まりに合わせて乳児の受け入れを可能にするための保

育室を整備し、そして、若干の定員増を実施するものでございます。また、設備の更新を行い、空調や冷暖房、床の暖房、そしてトイレの洋式化等が行われます。現在は成和保育園側での実施設計作業も終了しております、その進捗に応じて町が県と事前協議を進めてまいりましたが、先般、県からの事業補助の内示を受けまして、成和保育園側で施工業者の選定が進められておる段階でございますけれども、施設整備工事につきましては、成和保育園の運動会が終了した後に着手をしたいということで聞いております。工事完了まで四、五カ月間かかる見込みということでございます。

なお、当町の唯一の保育園である成和保育園の整備を進めることは、働きながら子どもたちを育てたいというニーズにこたえるものでございまして、社会生活の活力を高めながら次の世代の育成につなげ、子育てのしやすいまちづくりにつながってまいりますことを期待しておるところでございますので、今後も成和保育園の支援に努めてまいりたいと思っております。よろしく御理解いただきたいと思っております。

議長（大植 正君） 堀格君。

2番議員（堀 格君） ありがとうございます。まず、1点目の唐院小学校の跡地活用の問題でございますが、せっかく貴重な財源を使ってやりますので、何らかの成果が得られますように、しっかり頑張ってお取り組んでいただくようお願いしたいと思います。

また、この唐院小学校の跡地につきましては、調整区域とか、そういういろいろな土地の制約条件もありますので、最終の目的は、要は企業の進出、企業の誘致をしようというわけでありますから、川西町には本来の工業団地であります結崎工業団地もありますから、そういったところの活用や拡張ということも念頭に置きまして幅広く取り組んでいただいて、1社でも2社でも進出してもらえるように御尽力をいただきたいというふうに思います。

それから、2点目の成和保育園の関連でございますが、おおむね所期の計画どおり進んでいるように思われますが、いずれにいたしましても計画の実行は町当局でなくて成和保育園のほうでございますので、しっかりと監督・指導していただいて、所期の目的を確実に実現していただくようお願いしたいと思います。

いずれにいたしましても、世の中の変化をとらえて待機児童が発生しないように、今後ともよろしくお願いしたいと思います。先般発足いたしました野田内閣の少子化担当の蓮舂大臣の言葉を借りれば、子育てと仕事が両立できる社会をつくらねばならないということでございまして、これは地方公共団体の基本的な責務だそうです。よろしくお願いしたいと思います。

それから、あわせて、部屋の増設と同時に保育士さんの手配のほうもおくれることのないように、しっかり指導していただくようお願いいたします。

それから、さらに発展いたしまして、待機児童のもう一つの問題は、障害児保育の問題でございます。障害児保育につきましても積極的に取り組んでたくようお願いしたいと思います。仕事を持つ家庭におきましては、先ほどの町長さんの

お話にもありましたように、どうしても保育園に頼らざるを得ないわけでありますので、広く児童の受け入れに前向きになってもらうように、よろしく御指導をお願いしたいと思います。

以上です。

議 長（大植 正君） 町長。

町 長（上田直朗君） まず、唐院小学校跡地の工場進出のことをございますけれども、今調査を進めておりまして、それらのことを含めながらパンフレットをつくって、各企業に紹介していこうと、こういうふうに思っております。川西町の唐院小学校跡地は1万6,000平米ございますので、それと企業の希望の面積とが合うことが一番大切でございますので、それらも含めてPRしていきたいと。また、県のほうに企業立地推進課というのがございまして、その中では、やはり川西町の唐院小学校跡地の面積規模と申しますか、そうした条件を示しながら各企業にも働きかけていただいておりますので、これをさらに進めていきたいと思っておりますし、また、今、堀議員さんがおっしゃいましたように、結崎工業団地の周辺につきましても次第に農業をされる方の後継者が非常に減ってきてるといふか、そういう部分がございますので、そうしたことでそういう希望がありましたら、また皆さんの調査をしながら、工業団地の拡大についてもやはり進めていく必要があるんじゃないかなというふうに思っております。これはやはり社会の状況、周辺の方々の状況をよく見きわめながら対応していくことが大切だというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

それから、保育園のことをございますけれども、今まで成和保育園では、ゼロ歳児の対応をされておりました。しかし、社会の経済状況が非常に厳しくなって不景気になってまいりますと、やはり勤めに行かれる方が非常に増えてまいりますので、児童を預けたいという希望者が増えてまいります。その中にはゼロ歳児と申しますか、早く、できたら6カ月以降になったらお願いしたいということをございますので、それに対応できるように整備をされておりますので、今後もそうした状況も見きわめながら、川西町で待機児童がなるべくないように努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

議 長（大植 正君） 11番 芝和也君。

11番 議員（芝 和也君） おはようございます。議長の許可を得ましたので、町長に質問いたします。

質問に入ります前に、このたびの台風12号によりまして、幸い本町は大事には至りませんでした。奈良県南部、五條、天川、上北山、十津川を初め紀伊半島を中心に、列島の東西の広範囲にわたりまして甚大な被害が発生したことは、皆さん御承知のとおりであります。目下関係各機関の懸命の救助、救援、復興に向けた活動に取り組まれているところであります。改めまして、被害に遭われた皆さんに対しまして、心からのお悔やみとお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げる次第であります。我々もできることで尽くしてまいりたいと存じます。

さて、今般の一般質問ですが、既に通告してありますように、自然エネルギーの普及を本町においても進めていく上で、いかにして太陽光発電設備等の設置を容易にしていくのか、その方策についての提案と取り組みについて、町長にその御所見をお伺いするものであります。

この問題では、本年3月の原発事故が発生する以前から、地球温暖化防止策として町長とは議論を重ねておりまして、自然エネルギーの普及と必要性については、お互い意見の一致を見ているところであります。これまでの議論の基本方向としましては、助成金制度を設けて太陽光発電設備の設置費用の一部を補い、初期費用の負担の軽減を図ろうとするものであります。問題は、その場合の財源をいかに工面するか、これが頭を悩ませているところでありまして、町としても国の補助策等を見きわめながら、勇み足にならないように慎重を期しているというのがこれまでの議論の到達点であります。福島原発の事故以来、エネルギー源の原発依存からの脱却については全地球的に大きな関心の的となって、これまで原子力に依存してきた姿勢を改めて、原子力に取って代わる新たなエネルギー源へ切りかえようと、行政レベルでも市民レベルでも関心の高まりを見せていることは、町長初め皆さん御承知のとおりであります。財源問題がネックとはいえ、今問われているのは、普及と促進に向けてどう手を打つのか、みんなが知恵をめぐらせるときであります。

そこで、この手の取り組みとして注目されている一つに、長野県飯田市の取り組みがあります。それは、行政も住民も互いに財政負担を少なく抑えながら太陽光発電設備の設置を促進しようというものであります。御存じの方も多いかと存じますが、この取り組みを実施するには、第3セクターやNPO法人も含め、民間事業体を設ける必要がありますので、こうした民間活力なしには話が始まりませんが、この種の事業体であります自然エネルギー会社が住民や企業から出資を募り、町内の金融機関の融資と役場の補助で資金を調達し、その費用でもって公共施設の屋根を活用して太陽光発電を行う取り組みであります。役場は資金の一部と公共施設の屋根の無償提供を行います。出資者には契約に基づいて配当がなされ、市民協働の発電事業の展開を通じて住民が温暖化対策と自然エネルギーの普及に参加する取り組みとなります。

いま一つは、自ら太陽光発電設備の設置を考えてはいるものの、初期費用の問題で足踏み状態になっている皆さんへの手助けでありまして、具体的には、先ほどの自然エネルギー会社が設置を希望する住宅所有者の屋根に初期費用0円で太陽光発電設備を設置し、その後9年間電力を供給します。住宅所有者は、9年間その太陽光発電設備から供給される電力を購入し、毎月約2万円を自然エネルギー会社に支払いますが、9年後には全設備がそっくりそのまま譲渡される仕組みであります。ローンではありませんが、事実上、この仕組みにより、初期投資の費用が0円で済み、設置が容易にはかどることとなります。

いずれにしましても、この話は、この取り組みを主体となって進める自然エネルギー会社が立ち上がらないことには始まりませんが、自治体レベルでの普及促

進の取り組みとしましては、住民の協働により自然エネルギーを取り入れて普及につなげる仕組みであります。自然エネルギーへの電源転換策としては大いに役立つものと考えます。これまで町長と議論を進めてまいりました設置費用の一部助成も、制度化がかなえば効果は生まれるでしょうが、みんなの力が合わさって地域ぐるみの取り組みとなるこうした仕組みのほうが、原発からの電源転換や温暖化ガスの削減目的からして、より積極的に花開くものと考えます。こうした取り組みに関して、よく研究し、事を進めていく、これが本町としても今後必要になってくることでありましょう。これら住民協働の電源転換の取り組みに関して、町長の御所見をお伺いいたします。御答弁よろしくお願いいたします。

議 長（大植 正君） 町長。

町 長（上田直朗君） 自然エネルギーの普及につきましては、さきの6月議会で芝議員さんからの提案がございました。重なってくるかと思えますけれども、申し上げますと、今年5月に菅総理が、自然エネルギーの発電に占める割合を現在の9%から2020年代の早い時期に20%とするという目標を提示して、現在、エネルギー基本計画での目標を前倒しすることを表明されました。このことが実施されますと、自然エネルギーの導入拡大が促進されていくものと思っております。我々地方公共団体の役割といたしましては、こうした国の施策に準じてそれぞれの施策を講じていくことが一番基本ではないかなというふうに思っております。そうしたことから、今後国の動きを十分注視をしてまいりたい、このように思っております。

そして、それらの施策が具体的になって施行されますと、それらの施策を活用しながら、川西町の中で早く普及し、そうしたことが進められていくように、これは町として対応してまいりたい、このように思っております。

そしてまた、今提案がございました長野県飯田市の取り組みでございすけれども、飯田市は市でございまして、私たちは町でございす。そうした町と市との規模の大きさ、そしてまた財政的な部分や出資をしていただくことを募ってまいります企業や、あるいは住民の方々の規模が大きく異なっておりますので、飯田市でされることがそのまま川西町に適用できるかという、なかなか難しいのではないかなというふうに思います。飯田市も今始められたところとございすので、どのような形で進められていくのか、そしてまた住民や企業の方がどのように応じていかれるのか、そうしたことを十分に見定めていきたい、注目していきたい、こういうふうに思っておりますので、今後参考にして注目してまいりたい、こういうふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思ひます。

議 長（大植 正君） 芝和也君。

11番議員（芝 和也君） 国の取り組みがあつて、地方公共団体としてはそれに準じた形で事を進めていくと。だから、国が掲げる目標をこの分野で具体化されていたら、そういう取り組みが進んでいくと思うから、町としても歩みを進めていきたい、こういうことが1点と、それから、飯田市の取り組みは、川西町とはちょっと規模が違うから、それはそれで一定すぐにはいかへんけども、取り組みに

については注目したいと、こういうお答えであったかというふうに思います。

いずれにしても、町長が言われたように、国が一つの施策を進めて、それに準じて市町村、地方公共団体が倣っていくというのは、これはこれで当然の動きであろうかと思えます。いま一つは、市町村は市町村、地方公共団体として、地域の住民の皆さんが寄って立つところでありますから、そこはそこの自治体としての取り組み、これはあってしかるべきだというふうに思っております。

電源転換の取り組みでありますけれども、確かに飯田市と川西町とでいいますと、向こうは人口10万人ちょっとですし、うちはまだ1万を切ってきてますので、そういう意味ではうんと開きはあります。いずれにしても、自治体の人口規模の大小はありますけれども、この取り組みは住民さんがそれぞれ出資をする、市内の金融業者も一定の投資をする、そのお金をもとに地方公共団体の公共施設の屋根を使って太陽光発電設備を設置して、そこで発電をしていく、こういう事業であります。これまで議論してまいりました補助制度、助成金制度というのは、懐具合の違いによってできることもあったらできないことも、これは大いにあると思うんですけど、この取り組みは、町が発信して、そういった一つの事業を起こして行って、出資金を募って、そのお金をもとに役所が公共施設の屋根を無償で提供して発電所をつくる。その発電事業によって賄われたお金で配当していく。こういう話でありますから、これは中身をよく研究していきますと、規模の大小にかかわらず、全国的に大体通用する話だなというふうに私は感じています。特に住民の皆さんの出資が募ってくるということは、自ら関心があって太陽光発電等を既に設置されている皆さんがおられますけれども、やっぱり一定の条件がありますから、設置したいけども、自分とこの家の構造上できないとか、あるいは集合住宅に住んでいてできないとか、そんなこともいろいろあります。しかし、地球温暖化防止のCO₂削減とか、そういうことは大事なことだというふうに考えているとか、あるいは原発依存から早く脱却して、次の新しいエネルギーに行きたいと考えておられるような皆さんも、当座そういう自分のお金を有効活用して、新たな市民協働の発電事業に取り組んでいくという試みでありますから、こういう点では、自治体の立場は、大いにそれを進めていこうと。

町長自身もそうですし、町としましても、いわゆる電源転換については異論のないところでありますから、それらを模索する中では、ぜひそういう取り組みを積極的に研究し、そういった住民パワーで切りかえていく、そういうふうな取り組みの地方公共団体の役割を果たしていくということは、当然求められる取り組みだと考えますが、その点、こういう角度から町長はこの件に関してどうお考えですか。

議 長（大植 正君） 町長。

町 長（上田直朗君） いわゆる国がそういう施策を講じていくことが、技術も改良されまして、よくなっていくのではないかなというふうに思います。関西電力が堺で太陽光発電の施設を整備して、きのうあたりから稼働しているということでございます。詳しく面積もわからないんですけれども、今全国で一番の規模だ

ということでございまして、それで賄っていく世帯数と申しますと、3,000世帯ほどだということで出ていました。ちょうど川西町の戸数ぐらいかなと思って、私ちょっと粗読みしてたんですけれども、相当大きな施設の整備をされても、そのくらいしか発電できないという今のソーラーシステムですね、これをやはりもう少し効率よく改良されないかなという思いがしております。

今、川西小学校の建てかえをやっておりまして、川西小学校で消費する電力を太陽光発電でやりたいということで見積もってもらっているんですけれども、相当な面積をしても、やはり小学校で消費する電力の4割ぐらいしか対応できないということでございます。体育館の屋根全部を使ってもそのぐらいだということでございますので、なかなかそれに対する場所というか、費用というか、非常にかかるんだなというふうに思っております。これらが改良されまして、技術革新が行われまして、非常に効率がよくなってくると、もっとこれが促進されていくんじゃないかなという思いは一つあります。

それから、そうしたことをしてまいりまして、国がある程度の補助を出さないと、なかなか普及していかないというふうに思います。だから、国がそういう制度を早く設立して、それを施行しましたら、我々はそれにのっとって、そして住民の皆さんにも早くしてもらえるように、また町は町で独自の助成をしていくことが早く促進する一番大きな近道ではないかなというふうに思います。

今、そういう一つの考え方と、そして、今おっしゃった飯田市の話ですけども、そういう公共施設の屋根といいますか、そういう部分を貸して、どれだけの効率的な電力の発電ができるのかということがちょっと問題じゃないかと私は思いますけども、飯田市も始められたところでございますので、これらの状況を十分見きわめながら、どういうふうに採算が合うのか、数字の上では合うかもしれませんが、ちょっと9年ぐらいでペイできるのかなという思いは持っております。そうした先進地の部分を十分に見ていって研究してまいりたいと、こういうふうに思っております。

議 長（大植 正君） 芝和也君。

11番 議員（芝 和也君） 飯田市の取り組みを紹介しましたが、そのことについては注目し、研究したいと、こういうことかと思っております。基本が、国の取り組みが早く事をなして、町長の今のお話ですと、国や市町村の助成金制度、こういったことを制度化していくことで全体に広がっていくのではないかなということだったと思うんですけれども、両側面があるかというふうに思います。そういう助成金制度が敷かれることによって進んでいくという点もあろうかと思っておりますけれども、いずれにしても、町長が今おっしゃっていただきました川西町としての取り組みですけども、研究するというお話でしたが、電力源をどの程度それで賄うかということで、効率性をおっしゃっているんだというふうに思います。既に小学校建設の問題で、屋根の面積からしてどのぐらいの電力が起きるから、小学校で要る電気はこれだけ使って、それと比べたら4割程度だということも御承知の上での話だというふうに思います。太陽光発電で何もかも全部の電力を賄う、こう

いうふうに行こうと思えば、いわゆる発電効率がよくなって、一つのパネルで効率よく、要するに性能が上がらんことにはそれは無理な話なんですけれども、今はやっぱり既に設置されている多くの御家庭でも、いわゆる自分が使う電気を太陽光発電から使って、残りの不足まいを関電からの電気を買っている。これが全体の流れです。設置費用ゼロの話でいいますと、大体9年間でペイにするということなんですけれども、これは毎月2万円ずつぐらいのローンを負うのと同じ話になってきます。大体普通の御家庭ですと、太陽光発電は3キロから4キロぐらい、この辺が平均的なところだと思いますので、今の電力の買い上げでいいますと、月1万5,000円前後ぐらいになってくるかなと思うんです。ですから、毎月2万円のローンを負っていきますので、買い上げは1万5,000円ですから、差額の5,000円。だから、どのぐらい電気を使ってはるかによりますけども、2万円ぐらい家庭用の電気を使ってはるとしたら、太陽光発電で1万5,000円の電気を電力会社が買い取ってくれるということは、その差額の5,000円を負担していくということになりますので、いずれにしても実質は初期費用を丸々本人さんが出してつけてる電力の使用とやり方は変わらないんです。ただ、支出が、ローンを組まなくてもローンを負うように毎月の負担が2万円ぐらいで済むと、こういう話です。これは、補助金制度ですと、国の支出、県の支出、市町村の支出、これが伴いますけれども、今言うてるシステムは出資制度で、出資金を募ってやっていきますので、そういった支出が伴う話ではありませんから、設置する者にしましても、また事業を進めていく者にしましても、そう財源がついて回るということにはならないと思います。

それと、もう一つは、地域おこしの側面でも、やっぱり出資を募るということは、それなりに関心のある人が出てきはるといことですし、企業に対しても協力を得る。地域での企業の営みをどんどん発展させていく、金融機関としても、そういった地域・市民の協働の取り組みに対して融資を行う。そういうふうな地域ぐるみの、住民も役場も、そして企業も、そういったみんなが一体となった取り組みというのが、新たな動きとして今注目されている部分だと思いますので、先ほどの話と重複しますが、規模の大小にそう関係することなく、地域おこしという観点からも、また、皆さんの意識をうかがっていく、こういう取り組みで試みてみないことには、果たしてそういう意識があるかないかもわかりませんし、そんなことから、自治体としては取り組みに向けた研究を進め、動きを起こすだけでも、具体化になるまでの手続を進めるだけでも、大いに地域要望、要求、地域の様子、こういったこともうかがえる取り組みになってくると思いますので、その辺、改めて積極的な取り組みを求めて、町長の突っ込んだ御答弁をお願いします。

議 長（大植 正君） 町長。

町 長（上田直朗君） 飯田市の取り組みですけれども、今おっしゃったように、概要についてはわかってるんですけれども、詳細にもっと調べまして、飯田市も始められたところですので、実際にやったときにどれだけの効率もあり、また、そ

うした資金を求めてされてもどうなっていくのかなという部分もありますので、これから十分に注目してまいりたいと思いますので、御理解いただきたいと思ひます。

議 長（大植 正君） これをもちまして、一般質問を終わります。

これより議事に入ります。

お諮りいたします。

日程第5、認定第1号より、日程第18、同意第3号までの各議案につきましては、既に招集通知とともに配付しております関係上、各位におかれては熟読願っておりますので、この際、議案の朗読を省略したいと思ひますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（大植 正君） 異議なしと認め、議案の朗読を省略いたします。

日程第5、認定第1号、平成22年度川西町一般会計・特別会計決算についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

町長。

町 長（上田直朗君） それでは、今議会に上程いたしました議案等の提案要旨について御説明を申し上げます。

まず、日程第5、認定第1号、平成22年度川西町一般会計・特別会計決算についてでございます。平成22年度川西町歳入歳出決算書の1ページを御覧ください。

平成22年度一般会計決算につきましては、歳入決算額38億4,754万4,213円、歳出決算額37億3,186万7,196円、歳入歳出差し引き額1億1,567万7,017円となっており、これを翌年度へ繰り越しさせていただきたいと思ひます。

2ページに移っていただきまして、この繰越額1億1,567万7,017円から翌年度へ繰り越すべき財源として繰越明許費繰越額の2,801万6,000円を差し引きまして、実質収支額は8,766万1,017円となるものでございます。

その他の特別会計を含めまして、詳細につきましては会計課長のほうから説明申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

議 長（大植 正君） 前川課長。

会計課長（前川 卓君） それでは、認定第1号、平成22年度川西町一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算書について御説明いたします。

一般会計から順次説明させていただきます。2ページの実質収支に関する調書をお開きください。ページ数は右隅に書いております。

初めに、実質収支に関しましては、歳入総額38億4,754万4,213円、歳出総額37億3,186万7,196円で、歳入歳出差し引き額は1億1,567万7,017円になります。翌年度への繰り越すべき財源としての繰越額が2,801万6,000円のため、実質収支額は8,766万1,017円であります。

次に、歳入の各款について御説明いたします。3ページをお願いいたします。

第1款町税、予算現額11億3,772万円に対しまして、収入済額は11億4,404万9,086円で、この収入済額は歳入決算額の29.7%であります。

第2款地方譲与税、予算現額2,820万円に対しまして、収入済額は2,936万2,019円であります。

第3款利子割交付金、予算現額500万円に対しまして、収入済額は512万2,000円であります。

第4款配当割交付金は、予算現額280万円に対しまして、収入済額は358万1,000円であります。

4ページに移りまして、第5款株式等譲渡所得割交付金、予算現額120万円に対しまして、収入済額は105万7,000円であります。

第6款地方消費税交付金、予算現額8,400万円に対しまして、収入済額は8,359万8,000円であります。

第7款自動車取得税交付金、予算現額860万円に対しまして、収入済額は821万7,000円であります。

第8款地方特例交付金、予算現額、収入済額ともに同額の1,721万9,000円であります。

第9款地方交付金、予算現額、収入済額ともに同額の14億2,606万9,000円、この収入済額は歳入決算額の37.1%であります。

第10款交通安全対策特別交付金、予算現額、収入済額ともに同額の93万3,000円であります。

第11款分担金及び負担金、予算現額3,852万5,000円に対しまして、収入済額は3,740万1,078円であります。

第12款使用料及び手数料、予算現額6,723万6,000円に対しまして、収入済額は7,304万205円であります。

第13款国庫支出金、予算現額3億7,051万9,000円に対しまして、収入済額は3億711万8,233円で、この収入済額は歳入決算額の8.0%であります。なお、収入未済額4,989万7,000円は、翌年度への繰越事業分であります。

第14款県支出金、予算現額2億3,486万6,000円に対しまして、収入済額は2億172万1,494円であります。なお、収入未済額2,217万7,000円は、翌年度への繰越事業分であります。

第15款財産収入、予算現額1,037万8,000円に対しまして、収入済額は1,034万4,353円であります。

第16款寄附金、予算現額111万円に対して、収入済額は100万円でありませぬ。

第17款繰入金、予算現額369万7,000円に対しまして、収入済額は344万4,305円あります。

6ページに移りまして、第18款繰越金、予算現額1億731万1,000円に対しまして、収入済額は1億731万1,148円あります。

第19款諸収入、予算現額1,559万5,000円に対しまして、収入済額は2,851万6,292円であります。

第20款町債、予算現額3億8,534万円に対しまして、収入済額は3億5,844万円であります。なお、収入未済額2,690万円は、翌年度への繰越事業分であります。

以上、歳入合計は、予算現額39億4,631万8,000円に対しまして、調定額40億955万2,775円、収入済額38億4,754万4,213円で、不納欠損額292万6,317円、収入未済額は1億5,908万2,191円になりました。

次に、歳出の各款について説明いたします。7ページをお願いいたします。

第1款議会費、予算現額7,922万5,000円に対しまして、支出済額は7,579万5,822円であります。

第2款総務費、予算現額8億4,669万2,000円に対しまして、支出済額は7億4,294万6,422円で、翌年度繰越額9,387万6,000円あります。

第3款民生費、予算現額9億1,472万7,000円に対しまして、支出済額は8億8,811万5,598円あります。

第4款衛生費、予算現額2億5,307万1,000円に対しまして、支出済額は2億4,767万3,225円あります。

8ページに移りまして、第5款農商工業費、予算現額4,506万円に対しまして、支出済額は4,343万1,559円あります。

第6款土木費、予算現額4億7,070万5,000円に対しまして、支出済額は4億2,512万7,576円、翌年度繰越額3,305万4,000円あります。

第7款消防費、予算現額1億7,376万4,000円に対しまして、支出済額は1億7,286万1,200円あります。

第8款教育費、予算現額4億4,724万5,000円に対しまして、支出済額は4億2,321万7,084円あります。

第9款公債費、予算現額6億8,723万7,000円に対しまして、支出済額は6億8,710万7,791円あります。

第10款諸支出金、予算現額2,559万2,000円に対しまして、支出済額は2,559万919円あります。

第11款予備費、予算現額300万円で、支出はございませんでした。

以上、歳出合計額は、予算現額39億4,631万8,000円に対しまして、支出済額は37億3,186万7,196円あります。歳入歳出差し引き残額1億1,567万7,017円を平成23年度へ繰り越しました。

次に、財産に関する調書について御説明いたします。111ページをお願いいたします。

なお、ここでは、決算年度中に増減があった物件のみ報告させていただきます。

1. 公有財産、(1)土地及び建物につきましては、建物で公営住宅非木造4棟318平米を新築いたしました。

ページをめくっていただきまして、(2)有価証券は、増減はございません。

(3)出資による権利につきましては、山辺広域振興基金出捐金で、消防庁舎建替事業の財源に充当するため、332万7,000円の減額でございます。

次の113ページ、2.物品につきましては、主な増加分は、フォークリフト1台、公用車軽自動車2台、デジタルテレビ等を購入いたしました。減ったものにつきましては、老朽化による公用車、コンピュータ等の廃棄がございました。

ページをめくっていただきまして、114ページ、3.基金につきましては、自治振興基金、介護従事者処遇改善臨時特例基金で取り崩しを行いました。積み立てにつきましては、減債基金1億8,060万5,000円、介護保険準備基金486万円と各基金の利息の分の積み立てがございました。

以上で一般会計の説明を終わらせていただきます。

続きまして、国民健康保険特別会計の決算について御説明いたします。116ページの実質収支に関する調書をお開きください。

国保会計の歳入総額は10億5,176万7,612円、歳出総額は9億9,751万7,976円で、歳入歳出差し引き額5,424万9,636円が実質収支額であります。

次に、117ページの歳入の各款について御説明いたします。

第1款国民健康保険税、予算現額2億132万6,000円に対しまして、収入済額は2億211万4,861円で、この収入済額は歳入決算額の19.2%であります。

第2款使用料及び手数料、予算現額2万円に対しまして、収入済額は4万8,000円であります。

第3款国庫支出金、予算現額2億4,137万3,000円に対しまして、収入済額は2億5,588万3,977円で、この収入済額は歳入決算額の24.3%であります。

第4款療養給付費等交付金、予算現額5,413万3,000円に対しまして、収入済額は4,900万3,000円であります。

第5款前期高齢者交付金、予算現額2億2,235万4,000円に対しまして、収入済額は2億2,235万4,778円で、この収入済額は歳入決算額の21.1%であります。

第6款県支出金、予算現額4,811万円に対しまして、収入済額は4,684万9,691円であります。

118ページに移りまして、第7款共同事業交付金、予算現額1億2,216万2,000円に対しまして、収入済額は1億2,216万2,512円で、この収入済額は歳入決算額の11.6%であります。

第8款財産収入、予算現額40万円に対しまして、収入済額は40万19円あります。

第9款繰入金、予算現額6,693万8,000円に対しまして、収入済額は6,257万3,577円あります。

第10款の繰越金は、予算現額8,570万4,000円に対しまして、収入済額は8,570万4,272円であります。

第11款諸収入は、予算現額434万1,000円に対しまして、収入済額は467万2,925円であります。

以上、歳入合計は、予算現額10億4,686万1,000円に対しまして、調定額11億1,966万1,367円、収入未済額10億5,176万7,612円で、不能欠損額274万9,900円、収入未済額は6,514万3,855円になりました。

次に、119ページの歳出の各款について御説明いたします。

第1款総務費、予算現額2,265万9,000円に対しまして、支出済額は2,080万197円であります。

第2款保険給付費、予算現額6億9,608万7,000円に対しまして、支出済額は6億7,447万925円であります。

第3款後期高齢者支援金等、予算現額1億643万3,000円に対しまして、支出済額は1億643万1,711円であります。

第4款前期高齢者納付金等、予算現額18万5,000円に対しまして、支出済額は18万3,574円あります。

120ページに移りまして、第5款老人保健拠出金、予算現額8,000円に対しまして、支出済額は7,163円あります。

第6款介護給付金、予算現額4,326万6,000円に対しまして、支出済額は4,326万5,199円あります。

第7款共同事業拠出金、予算現額1億619万6,000円に対しまして、支出済額は1億619万559円あります。

第8款保健事業費、予算現額1,032万5,000円に対しまして、支出済額は668万3,521円あります。

第9款基金積立金、予算現額40万1,000円に対しまして、支出済額は40万19円あります。

第10款諸支出金、予算現額4,170万1,000円に対しまして、支出済額は3,908万5,108円あります。

第11款予備費、予算現額1,960万円に対しまして、支出はございません。

以上、歳出合計は、予算現額10億4,686万1,000円に対しまして、支出済額は9億9,751万7,976円あります。歳入歳出差し引き残額5,424万9,636円を平成23年度へ繰り越しました。

以上で国民健康保険特別会計の説明を終わります。

続きまして、老人保健特別会計の決算について御説明いたします。148ページの実質収支に関する調書をお開きください。

歳入総額24万1,507円、歳出総額24万1,507円で、歳入歳出差し引き額0円が実質収支額であります。

次に、149ページの歳入の各款について御説明いたします。

第1款支払基金交付金、予算現額40万5,000円に対しまして、収入済額は280円であります。

第2款国庫支出金、予算現額27万3,000円に対しまして、収入はございません。

第3款県支出金、予算現額9万8,000円に対しまして、収入はございませんでした。

第4款繰入金、予算現額6,000円に対しまして、収入はございませんでした。

第5款繰越金、予算現額16万円3,000円に対しまして、収入済額は16万2,351円で、この収入済額は歳入決算額の91.7%あります。

第6款諸収入、予算現額3万円に対しまして、収入済額は7万8,876円あります。

以上、歳入合計は、予算現額97万5,000円に対しまして、調定額、収入済額とも24万1,507円の同額となりました。

次に、歳出の各款について御説明いたします。次の150ページをお願いいたします。

第1款総務費、予算現額9万9,000円に対しまして、支出済額9万2,258円あります。

第2款療養諸費、予算現額61万3,000円に対しまして、支出済額は35円あります。

第3款諸支出金、予算現額16万3,000円に対しまして、支出済額は14万9,214円あります。

第4款予備費、予算現額10万円に対しまして、支出はございません。

以上、歳出合計は、予算現額97万5,000円に対しまして、支出済額は24万1,507円となりました。歳入歳出差し引き残額0円です。

以上で老人保健特別会計決算の説明を終わります。

続きまして、後期高齢者医療特別会計の決算について説明いたします。157ページの実質収支に関する調書をお開きください。

歳入総額は9,030万4,204円、歳出総額は9,030万4,204円で、歳入歳出差し引き額0円でありました。

次に、158ページの歳入の各款について御説明いたします。

第1款後期高齢者医療保険料、予算現額6,044万3,000円に対しまして、収入済額は6,029万7,500円で、この収入済額は歳入決算額の65.3%あります。

第2款使用料及び手数料、予算現額1万2,000円に対しまして、収入済額は5,150円あります。

第3款繰入金、予算現額3,023万2,000円に対しまして、収入済額は2,895万1,193円で、この収入済額は歳入決算額の31.7%であります。

第4款の繰越金、予算現額7万7,000円に対しまして、収入済額は7万7,300円あります。

第5款諸収入、予算現額338万2,000円に対しまして、収入済額は97万3,061円であります。

以上、歳入合計は、予算現額9,414万6,000円に対しまして、調定額9,049万4,904円、収入済額9,030万4,204円、収入未済額19万700円でございます。

次に、歳出の各款について御説明いたします。次の159ページをお願いいたします。

第1款総務費、予算現額794万9,000円に対しまして、支出済額は779万3,540円であります。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金、予算現額8,229万9,000円に対しまして、支出済額は8,135万5,220円であります。

第3款保健事業費、予算現額309万2,000円に対しまして、支出済額は98万944円であります。

第4款諸支出金、予算現額30万6,000円に対しまして、支出済額は17万4,500円であります。

第5款予備費、予算現額50万円に対しまして、支出はございません。

以上、歳出合計は、予算現額9,414万6,000円に対しまして、支出済額は9,030万4,204円、歳入歳出差し引き残額0円であります。

以上で後期高齢者医療特別会計決算の説明を終わります。

次に、介護保険事業勘定特別会計の決算について御説明いたします。169ページの実質収支に関する調書をお開きください。

歳入総額は5億9,795万4,418円、歳出総額は5億8,879万4,880円で、歳入歳出差し引き額915万9,538円が実質収支額であります。なお、うち486万860円を基金に積み立てました。

次に、170ページの歳入の各款について御説明いたします。

第1款保険料、予算現額1億1,723万4,000円に対しまして、収入済額は1億2,008万9,400円で、この収入済額は歳入決算額の20.8%であります。

第2款使用料及び手数料、予算現額5,000円に対しまして、収入済額は5,600円あります。

第3款国庫支出金、予算現額1億3,373万7,000円に対しまして、収入済額は1億2,643万7,700円で、この収入済額は歳入決算額の20.7%であります。

第4款支払基金交付金、予算現額1億7,364万8,000円に対しまして、収入済額は1億6,179万5,496円で、この収入済額は歳入決算額の26.7%であります。

第5款県支出金、予算現額8,295万3,000円に対しまして、収入済額は8,466万7,850円で、この収入済額は歳入決算額の13.9%であります。

第6款財産収入、予算現額12万3,000円に対しまして、収入済額は12万

5,273円であります。

ページをめくっていただきまして、第7款繰入金、予算現額1億193万3,000円に対しまして、収入済額は9,801万8,809円で、この収入済額は歳入決算額の17.1%であります。

第8款繰越金、予算現額677万5,000円に対しまして、収入済額は677万5,140円であります。

第9款諸収入、予算現額5,000円に対しまして、収入済額は3万9,150円であります。

以上、歳入合計額は、予算現額6億1,641万3,000円に対しまして、調定額6億213万6,818円、収入済額は5億9,795万4,418円、不納欠損額は161万5,300円、収入未済額は256万7,100円になりました。

次に、172ページの歳出の各款について御説明いたします。

第1款総務費、予算現額2,279万5,000円に対しまして、支出済額は2,219万3,685円であります。

第2款保険給付費、予算現額5億5,329万7,000円に対しまして、支出済額は5億4,034万1,875円であります。

第3款地域支援事業費、予算現額2,239万3,000円に対しまして、支出済額は1,914万1,096円であります。

次のページをお願いいたします。

第4款基金積立金、予算現額1,078万3,000円に対しまして、収入済額は12万5,273円であります。

第5款諸支出金、予算現額703万9,000円に対しまして、支出済額は69万2,951円であります。

第6款予備費、予算現額10万6,000円について、支出はございません。

以上、歳出合計は、予算現額6億1,641万3,000円に対しまして、支出済額は5億8,879万4,880円で、歳入歳出差し引き残額915万9,538円であります。

続きまして、介護保険介護サービス事業勘定特別会計の決算について説明いたします。196ページの実質収支に関する調書をお開きください。

歳入総額1億3,254万7,475円、歳出総額1億3,254万7,475円で、歳入歳出差し引き額0円であります。

次に、197ページの歳入の各款について説明いたします。

第1款サービス収入、予算現額9,875万6,000円に対しまして、収入済額は9,881万434円で、この収入済額は歳入決算額の68%であります。

第2款県支出金、予算現額216万4,000円に対しまして、収入済額は197万5,943円であります。

第3款繰入金、予算現額3,109万2,000円に対しまして、収入済額は2,975万8,521円あります。

第4款諸収入、予算現額2万円に対しまして、収入済額は3,794円あります。

す。

第5款繰越金、予算現額199万8,000円に対しまして、収入済額は199万8,783円であります。

以上、歳入合計は、予算現額1億3,403万円に対しまして、調定額1億3,260万935円、収入済額1億3,254万7,475円、収入未済額5万3,460円になりました。

次に、歳出の各款について御説明いたします。次の198ページをお願いします。

第1款総務費、予算現額802万9,000円に対しまして、支出済額は776万7,413円であります。

第2款サービス事業費、予算現額7,543万6,000円に対しまして、支出済額は7,451万7,343円あります。

第3款公債費、予算現額5,026万5,000円に対しまして、支出済額は5,026万2,719円あります。

第4款予備費、予算現額30万円は、支出しておりません。

以上、歳出合計は、予算現額1億3,403万円、支出済額は1億3,254万7,475円で、歳入歳出差し引き残額は0円となりました。

続きまして、住宅新築資金等貸付事業特別会計の決算について御説明いたします。207ページの実質収支に関する調書をお開きください。

歳入総額は1,615万827円、歳出総額は3,784万3,138円で、歳入歳出差し引き額で歳入不足額2,169万2,311円が実質収支額であります。

次に、208ページの歳入の各款について御説明いたします。

第1款県支出金、予算現額153万2,000円に対しまして、収入済額は139万3,000円あります。

第2款繰入金は、予算現額、収入済額ともに同額の165万9,000円あります。

第3款の繰越金はありません。

第4款諸収入、予算現額3,517万円に対しまして、収入済額は1,309万8,827円で、この収入済額は歳入決算額の82.3%であります。

以上、歳入合計は、予算現額3,836万1,000円に対しまして、調定額1億3,139万5,827円、収入済額1,615万827円で、収入未済額は1億1,524万5,000円になりました。

次に、歳出の各款について御説明いたします。次の209ページをお願いします。

第1款土木費、予算現額、支出済額ともに同額の165万9,000円あります。

第2款公債費、予算現額1,805万9,000円に対しまして、支出済額は1,754万1,241円あります。

第3款の前年度繰上充用金は、予算現額1,864万3,000円に対しまして、支出済額は1,864万2,897円あります。

以上、歳出合計は、予算現額3,836万1,000円に対しまして、支出済額は

3,784万3,138円となりました。歳入歳出差し引き歳入不足額2,169万2,311円は、地方自治法施行例の規定に基づき、翌年度歳入金の繰上充用により全額補てんいたしております。

以上で住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の説明を終わります。

続きまして、公共下水道事業特別会計の決算について御説明いたします。215ページの実質収支に関する調書をお開きください。

歳入総額は3億6,218万862円、歳出総額は3億6,218万862円で、歳入歳出差し引き額0円が実質収支額であります。

次に、216ページの歳入の各款について説明いたします。

第1款使用料及び手数料、予算現額9,462万1,000円に対しまして、収入済額は9,912万8,010円で、この収入済額は歳入決算額の26.5%であります。

第2款国庫支出金、予算現額、収入済額ともに同額の408万5,000円であります。

第3款繰入金、予算現額2億3,546万2,000円に対しまして、収入済額は2億2,963万5,852円で、この収入済額は歳入決算額の63.6%であります。

第4款諸収入、予算現額6万3,000円に対しまして、収入済額は13万2,000円であります。

第5款の町債は、予算現額、収入済額ともに同額の2,920万円あります。

以上、歳入合計は、予算現額3億6,343万1,000円に対しまして、調定額3億7,276万7,132円、収入済額は3億6,218万862円、収入未済額は1,058万6,270円あります。

次に、歳出の各款について御説明いたします。次の217ページをお願いいたします。

第1款公共下水道事業費、予算現額1億1,030万1,000円に対しまして、支出済額は1億943万1,584円あります。

第2款公債費、予算現額2億5,283万円に対しまして、支出済額は2億5,274万9,278円あります。

第3款予備費、予算現額30万円で、支出はございませんでした。

以上、歳出合計は、予算現額3億6,343万1,000円に対しまして、支出済額は3億6,218万862円、歳入歳出差し引き残額0円あります。

以上で、平成22年度川西町一般会計並びに各特別会計の決算について御説明申し上げましたが、細部につきましては各会計の事項別明細書によりまして慎重に御審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

議 長（大植 正君） 説明が終わりましたので、この決算書案につきまして過日会計監査が行われましたので、木村監査委員の報告を求めます。

木村監査委員。

監査委員（木村 衛君） 平成22年度一般会計及び特別会計の決算監査の結果を御報告申し上げます。

去る8月11日に、森本監査委員とともに、地方自治法第233条第2項の規定により、平成22年度川西町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算について、会計管理者に必要な調書の提出を求め、関係帳簿及び証拠書類を対照しながら説明を受け、厳正なる審査を実施いたしました結果、各会計の予算の執行状況並びに現金の出納・保管、資金の運用などにつきまして、地方自治法並びに関係法令に抵触するところもなく、適正に行われているものと認めましたので、御報告申し上げます。

議長（大植 正君） 監査報告が終わりましたので、ただいまより総括質疑に入ります。

総括質疑通告により、2番 堀格君。

2番議員（堀 格君） 2番、堀でございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

1点お尋ねをしたいと思ひます。

平成22年度の決算の概要につきまして先ほど報告がございましたが、まず、私も川西町に住む者といたしまして、当川西町の財政状況がどうなっているのかということが非常に気になるところであります。町長さんを初め職員の皆さん方の御尽力によりまして、22年度も含めまして、逐年2億円以上の町債といひますか、借金を減らしてまいりまして、小学校の建てかえという大きな事業計画を持ちながらも、本年度23年度、今の計画のままいきますと、町債の発行に特別な許可が要するという非常に窮屈な自治体から何とか脱却できる見通しになってきたようござひます。

もちろん、この間、行政サービスという点におきましては、以前ならもっと援助してもらえたのに、今は補助が出ないといったような不満はあるところであります。いずれにいたしましても順調な行政執行で財政の健全化に努力されてまいりましたことにつきまして、敬意を表したいと思ひます。

なお、細かい点につきましてはいろいろ議論もあろうかと思ひますが、今後の委員会で質疑に期待をしたいと思ひます。

さて、この健全化の努力の片方、特別会計におきましては、国民健康保険、そして介護保険での保険給付費というのは毎年確実に増加してきております。当川西町におきましても、ますます高齢化が進んでまいります。本日冒頭の一般質問で伊藤議員から、60歳以上の方の詳細な人口の報告がありましたし、町長さんから予防管理というような取り組みの話もございましたが、要するに、日ごろの健康管理や予防、さらには健康増進への取り組みというのが一層求められてくると思ひます。特に中高年の方々に、家に閉じこもることなく、いろいろうな場で活躍していただくアイデアとか施策というのが求められてくると思ひます。現在、その点につきましての町当局の取り組み状況につきまして御説明をいただければありがたいと思ひます。

よろしくお願ひいたします。

議長（大植 正君） 町長。

町 長（上田直朗君） 福祉部長のほうからお答えさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長（大植 正君） 下間部長。

福祉部長心得（下間章兆君） 自席より失礼します。

本町の9月1日現在の人口構造を見ますと、お述べのように60歳以上の高齢者の方は3,232人、構成比といたしまして36.5%となっております。また、人口ピラミッドを見ますと、60歳から64歳の方が888人と一番多く、次に65歳から69歳の方が688人となっております、60歳代の方は1,576人、実に17.6%になります。この世代の方々の健康増進への取り組みや、閉じこもりを防止し、いろいろな場で活躍していただくことを目的といたしまして、本年4月に、健康かわにし21普及事業実施要領を定めまして、適正な食、運動習慣、健診受診行動の普及啓発、その他健康管理に役立つ情報提供につきまして、運動、食生活サポーター養成講座や食生活改善講座、健康相談事業を実施し、各種団体や住民ボランティアの方々の御協力も得ながら計画の推進を図ってまいりたいと考えております。

また、国民健康保険に係る事業といたしまして、生活習慣病予防のための特定健康診査事業の推進、介護保険におきましては、主に65歳以上の高齢者の方を対象に、脳健康教室や口腔機能低下予防・防止教室、老人クラブへの出前講座などの事業を展開し、健康管理や予防、健康増進の啓発に努めております。

また、中高年の皆様にいろいろな場で活躍していただくため、社会福祉協議会におきまして、福祉意識が活動に結びつけられるよう、テーマ別のボランティア育成講座などを実施し、中高年の皆様の豊かな知識や経験等を生かして地域へ出向いていただくきっかけづくりを実施していきたいと考えております。

また、教育委員会におきまして取り組まれている高齢者教室には175名の方が登録され、文化協会に属する61クラブにもたくさんの方が加入し、活動されております。さらには、生涯スポーツの推進団体であります川西スポーツクラブでは、60歳以上の方の登録が全登録者785名中約28%、217名の方が登録されておきまして、それぞれに見合った軽スポーツに取り組んでおられ、健康の維持と体力の増進に努めておられます。

これらの関係機関とも連携を図りながら、高齢者の皆さんが御活躍、生きがいを感じられる機会の醸成に取り組むとともに、これらの事業の啓発につきましては、広報、また各種団体の御協力も得ながら、より効果的な方策を講じてまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解のほどお願ひ申し上げます。

以上です。

議 長（大植 正君） 堀 格君。

2番議員（堀 格君） ありがとうございます。

こういった取り組みにつきましては、決定的な方法というのは難しいと思ひます。何といたしましても、日ごろの地道な努力の積み重ねが必要だと思ひます。そして、今もお話ありましたように、福祉部と教育委員会、それから社会福祉協議会、この

辺が連携していただいて、誰もが気軽に参加できるような、そういう機会なり場を数多くつくっていただきたい、今後とも努力していただきたいというふうに思います。

特に社会福祉協議会につきましては、もっと活用していただいたらどうかというふうに思っております。特にボランティア活動と申しますと、どうしても身構えてしまうわけですが、そんな大げさに考えなくてもいいという活動の仕方はあると思います。いろいろ工夫していただいて、啓発に努めていただけたらと思います。特にボランティア活動にいたしましても、先ほど60を超える文化協会の文化部があるとお話がありましたけれども、それぞれの高齢化と、何と申しましても人員減と申しますか、新しい人がなかなか入ってこない、こういうのが共通した悩みのようでございますので、この辺の取り組みを、いろんなアイデアを出し合いながら、地道な努力で活性化していきたいと思っております。継続して取り組みをお願いしたいと思っております。

以上でございます。

議 長（大植 正君） 町長。

町 長（上田直朗君） 今、福祉部長のほうから詳細に申し上げましたけれども、何分にも健康を維持するためには、やはり保健関係の検査をしていただくことも大切でございます。特に国のほうでも、メタボリック症候群と申しますか、そうしたことで健診をよく受けるようにということで、これらについてもさらに皆さん方に働きかけていかないかなというふうに思っております。あわせて、健康を維持していく、そしてまた介護にかからない、現在の体調をずっと維持していただく、そのためには、やはりスポーツ活動や文化活動が本当に大切ではないかなというふうに思います。

特に川スポのほうでは、いろいろ企画していただきまして、会員の方がずっと増えていただいて、それがまた小さい子どもさんからお年寄りまで皆さんが入っていただいている、そして、その中でお互いに人と人とのつながりがまた膨らんでいく、これがとてもいいんじゃないかなというふうに思っておりますので、これらにつきましても、そうしたことで啓発をしながら、たくさんの方に入っていただけるように我々も続けていきたいと思っております。

今、議員おっしゃいましたように、文化活動につきましても、それぞれ調整が、今までの教室からクラブに変わっていただくということになりまして、それぞれの負担がかかってまいりますから、ちょっと減ってきてはいますが、これらにつきましても充実と申しますか、そうしたことも含めて工夫をしながら、多くの方々に入っていただいて、そうした文化活動を通してお互いのつながりをつくっていただく、そしてまた健康の管理もあわせてしていただく、そうした川西町のつながりをこれから大事にしていきたい、こういうふうに思っておりますので、これからもそうしたことでいろいろ知恵を出していきたいと思っておりますので、よろしく御指導をお願いしたいと思います。

議 長（大植 正君） 11番 芝和也君。

11番議員（芝 和也君） それでは、一般会計決算で若干お尋ねをいたします。

1つは、当該年度から、立地企業に対する奨励金の制度が設けられまして、取り組まれたところでありますりますが、こういった制度実施の効果のほどをどう見ておられるのか、これについてお尋ねをいたします。

それから、この制度の目的としては、やっぱり地域の活性化、特に住民の雇用が生まれることによって消費購買力を上げていって地域経済の活性化につなげていこうと、こういうことを目的として取り組もうということから条例は制定されているわけでありますが、この消費購買力引き上げ、雇用創出、こういう観点からどういう評価をされているか。この年度の取り組みを振り返って、その評価についてお伺いいたします。

それから、もう1点、これは物品購入に関してでありますけれども、消耗品等はいずれにしても備品購入、調達していかなければなりませんけれども、その際、業者との契約がありますけれども、契約の方法は別にしまして、いずれにしても提示される金額が妥当かどうか、この辺の見きわめも購入に関しては結構シビアになってくるかなというふうに思っております。その点で、いわゆる提示される金額、購入する金額の妥当性をどのように見きわめて判断されているのか、契約に至る経緯等を説明いただいて、お伺いしたいというふうに思います。

以上3点、よろしく申し上げます。

議 長（大植 正君） 町長。

町 長（上田直朗君） まず、担当部長の産業建設部長並びに理事のほうから説明いたします。

議 長（大植 正君） 寺澤部長。

産業建設部長（寺澤伸和君） それでは、ただいまの芝議員からの企業立地に対する奨励金制度の効果並びに評価についての御質問でございますが、この奨励金制度は、平成21年度において制定をし、平成22年4月1日より施行を行った川西町企業立地促進条例に基づき、本町に企業等を立地する事業者に対し、立地した事業所の操業または営業の開始後初めて固定資産税を支払う年度から起算して5年間、各年度の当該固定資産税の10分の1に相当する額を交付するものでございます。

この奨励金の交付の目的は、議員お述べのとおり、本町の産業の振興と雇用の促進を図り、もって本町の経済の活性化と住民生活の安定・向上に資することを目的とするものであります。条例施行の初年度であります平成22年度の奨励金の決算額は、1社に対し、固定資産税の納付額が1,000万円以上であったことにより、限度額であります100万円の交付を行ったところであります。

また、奈良県の誘致活動によりまして、平成22年に県外から1社が本町に新たに立地されました。県においても経済活性化と雇用創出を重要課題としており、中でも企業立地の促進は重要な課題として積極的に取り組んでおられ、県での誘致活動において、各市町村の優遇制度を県内に立地するメリットの一つとしてアピールされており、今回も奨励金制度が本町での立地に幾らかの効果があったも

のと考えております。懸案であります唐院小学校跡地等を産業用地として活用した場合には、さらに効果が期待できるものと思われまます。

議員お述べのとおり、企業からの直接の税収のみならず、町内での雇用創出も生まれておきまして、奨励金の交付を行った事業所におきましては、正社員28名中3名が、また、パート61名中19名の方が川西町の住民でありました。また、新たに立地されました事業所におきましても、今年3月時点でございますが、川西町の住民の方5名がパートで新規雇用されております。雇用形態としてはパートの方が多いのですが、町内に働く場所ができ、パートを始められた方もおられると思われまますので、世帯の収入が増えることによりまして、消費購買力が引き上げられ、少しは地域経済の活性化に寄与しているものと考えております。

こうしたことから、今後におきましても雇用機会の拡大と安定した財政基盤の拡充の観点から、既存の町内企業を支援しつつ、優良企業の新たな誘致に向け、県の協力を仰ぎ、引き続き積極的に取り組んでまいりまますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（大植 正君） 嶋田理事。
理事（嶋田義明君） 物品の購入につきまして、私のほうから御説明させていただきます。

まず、契約に至るまでの経緯ということですが、最初に執行伺いという形をとります。執行伺いとは、事業を実施しようとするときに行うもので、予算や事業計画に基づいて事業を実施する際の最初の手続になります。事業執行伺いを行うことにより、その目的のために予算を執行することを決定し、見積もり徴収などの契約締結に至る事務手続を進めていくこととなります。

なお、文具等の安価な消耗品につきましては、川西町契約規則第23条の規定により、契約書を省略するか、契約書にかえて物品納入規格外請書を交わすことができるとなっております。

次に、商品の金額の妥当性についてでございますが、現在、川西町契約規則第20条第2項により、2業者以上の見積もり合わせを行うこととなっております。複数の見積書を徴収して価格を比較し、最も有利な価格で見積もりをした業者と契約をしております。また、それ以外にも、カタログですとか、最近ではインターネットなどで調べたり、役場内及び近隣町村の類似の契約で確認を行うことにしております。

以上でございます。

議長（大植 正君） 芝和也君。
11番議員（芝 和也君） 企業誘致の奨励金の制度のほうですけれども、事業開始初年度、取り組み初年度ということですが、部長のお話では、一定効果が生まれたというふうに見ているということでありました。せっかく設けた制度ですので、有効に働いていくことが今の地域経済を活性化させていく、そういう点では非常に求められているなというふうに思っているところであります。

加えて、いずれにしても、今のお話でもパートの方が多いわけですけれども、この制度でいきますと、一定規模以上の企業が対象となる制度でありますから、そういう制度をさらに活性化させるためにも、町内の業者さんでパートも含めて新たな人員を確保して、仕事を始めはったら、いわゆる町内での住民の雇用の創出があれば、それに応じた形でのそういう幾ばくかの奨励金に値するような取り組みが、この条例の目的からすると、より有効に働いてくるのではないかと。現行の制度でも一定の効果が出ているようでもありますから、そういう意味では、規模に限定することなく、もっと広げて個人事業者も含めて、そういった雇用創出、消費購買力引き上げにつながるように自治体として取り組んでいく、そんな方向につなげていってというふうに思いますので、その点、町長御自身、実施されて、これからの取り組みになろうかと思いますが、御所見をいただきたいというふうに思います。

それから、物品購入のほうですけれども、大体手続は制度にのっとってきちんと行われているということですし、また、金額の妥当性においても、見積もり合わせをして、複数以上の見積もりをとって有利に働くほう、それから、商品知識については、カタログ等も活用しながら一定の知識をもって臨んでいると、こういうことでありました。先だってですけれども、実は、東方の防災無線の関係で、京奈和がついたことによって電波の障害等々が起こってるから、役場にもお願いしてそのやり取りをやってもらっているという話から始まりまして、そのときに、あの無線機が3万円ぐらいすると。結構かかるもんだという話になったんですけれども、あれはいわゆる素人目には、電波が飛んできて、受信専用の機械でありますので、それがそのぐらいの値段すんねんなど、結構高くつくもんだという感想を持ちました。ただ、品物は違いますけれども、ラジオでしたら、同じように一方的に飛んでくる受信機ですけれども、もっとチャンネルがあつて、3万円もすれば相当いいラジオになってしまいますけれども、そんな感じですし、私はアマチュア無線をしていますけれども、その場合は受信と発信とが一つの機械に入ってますけれども、それでも3万円前後ならアマチュア無線機レベルでは十分な機械でありますから、それからしますと、この金額は果たして妥当なのかどうかというところら辺から、商品知識をしっかりと勉強して、その妥当性を考慮して取り組んでいくことが必要ではないかなというふうに感じた次第です。

ただ、これは相手、業者のあることですし、町内業者で物を買うというのは役場の取り組みとしても大事なことですし、役場で予定額を一定決められて、その金額と合うた購入の場合でしたら、一定量の役場の予定価格と合うような金額での購入というのもええかと思えますけれども、今の2社以上の見積もり合わせで有利に働くほうをとるということになってきますと、あるいは大手の業者、特にこの年はテレビも買ってますけども、テレビなんかでいいますと、一般市販価格から比べたら相当安い値で買ってますので、町の支出としては大分助かる面はありますけれども、業者的には外の業者ですから、町内業者で妥当な価格で、あのときも競争の参加を募ったら、はなから金額が合わへんということで競争参加も

なかったような一幕もありますから、そんなんも含めて、町内業者の場合は一定の価格の保障というのがあると思いますけれども、外の業者の場合は、その辺の妥当性も含めて見ていく必要があるというふうに感じましたので、この無線機の話から、あれの3万円が妥当かどうかというのは別としましても、その辺の商品知識も、また、相手の業者さんが町内か町外か、その辺も含めてしっかりと判断し、支出につなげて行ってほしいと、私はそういうふうに思います。

その点、町長御自身どういうふうに当たられるのか。また、あれが3万円というのがどうなのか、お考えがありましたら、お答えいただきたいと思います。

議 長（大植 正君） 町長。

町 長（上田直朗君） まず、奨励金のことでございますけれども、固定資産税の税額の10%、しかも限度額100万円を限度として5年間支給すると。100万円以上の固定資産税を納められる企業が立地されるときには、5年間100万円ずつをしようということでございますので、500万円の助成ということですので、企業からしたら、それに対する大きなメリットを感じて来られたのではないと思うんですけれども、我々にしましたら、立地されるときの事務費用の一部を助成させていただこうということから始めたわけでございますので、これらにつきましては、今おっしゃったように、もうちょっと小さい企業でもそういうことが達成できるように、税額で100万円以上というか、それで一応基準を決めておりますので、そうしたことで、いわゆる償却資産と申しますか、建物と申しますか、そういう部分で大きく税金を払っていただくことが基準になっておりますけれども、それらを含めて、これはもうちょっと検討して、そういうふうな形で下げることによって、そうした――やはり経済の活性化と雇用に結びつくことが一番大事ですので、これらも含めて検討はしてまいりたい、こういうふうに思います。

それから、物品の購入のことでございますけれども、これはいわゆる行政無線でございまして、防災無線でございまして、発信する機器と受信する機器とを一括して、もう大分前になると思いますが、竹下内閣のときに1億円の交付金がありました。それを活用してされたものでございまして、そのときは、業者も全国的に申しますと数社があったと思います。その数社の中で入札をして決めたわけでございますけれども、それは、発信する発信機と受信する個々の機械とが一对になったものだと思いますので。ただ、ラジオでしたら一つのラジオでいろいろな放送局が聞けますけれども、これは、それとの連動がありますので、それがどういうふうになっているのかなということ、これもまたいずれ地デジのほうに変わってまいりますと、器具も変えていかないかんようでございますので、そのときには、どれだけの資金が要って、どれだけの投資をしなきゃならんかということも含めて、これを継続するかしないかということもあわせて、これからは検討していかないかなということを言うております。そのときには、やはり今おっしゃったように、それらが果たして妥当なのかどうかもあわせて研究し、機器は発信機の会社と受信機が別々であってもいいのかどうかということも

含めて、受信は別にいけるということであれば、またそうした形で見積もりなり、あるいは入札をしていかなきゃいかんと思いますけれども、そうしたことも含めて、これから検討していきたいと思います。

議 長（大植 正君） これをもちまして総括質疑を集結いたします。
お諮りいたします。

質疑が終わりましたので、討論を省略し、各関係委員会に付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（大植 正君） 異議なしと認めます。よって、本案件は、総務・建設経済、厚生各常任委員会に付託します。

日程第6、認定第2号、平成22年度川西町水道事業会計決算についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

町長。

町 長（上田直朗君） 次に、日程第6、認定第2号、平成22年度川西町水道事業会計決算につきましても、水道部長のほうから説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

議 長（大植 正君） 福本部長。

水道部長心得（福本哲也君） それでは、認定第2号、平成22年度川西町水道事業会計決算について、概要を御説明申し上げます。

決算書の2ページをお開きください。営業面の会計であります収益的収入及び支出の状況でございます。

収入としましては、第1款水道事業収益の予算額合計2億1,919万8,000円に対しまして、決算額は2億2,557万1,000円の収入でございます。次に、支出といたしましては、第1款水道事業費用の予算額合計2億3,529万8,000円に対しまして、決算額は2億3,080万5,000円の支出でございます。

次に、4ページをお開きください。収支の状況につきまして、損益計算書として消費税抜きのものを記載しております。1. 営業収益2億713万8,000円に対し、2. 営業費用2億69万1,000円で、差し引き営業利益は644万7,000円、3. 営業外収益780万4,000円に対し、4. 営業外費用2,004万4,000円、5. 特別利益1万9,000円で、差し引き1,222万円の欠損となり、営業収支、営業外収支を合わせました経常収支については、577万3,000円の欠損となりました。この明細につきましては、15ページから18ページにかけて記載しておりますので、御確認していただければと思います。

次に、12ページをお開きください。収益的収支に係る業務実績につきましても、前年度との比較を掲載しております。まず、料金の対象となります年間有収水量が、前年度と比較しますと1万2,944立米増加いたしました。これは、景気の影響を大きく受けました工業用使用水量につきましても、前年度7万9,731立米で、22年度の9万1,658立米と1万1,927立米と、若干ですが回復した結果及

び記録的な猛暑による家庭用使用水量の増加が要因であると考えられます。この結果、料金収入は、決算額では前年度より365万3,000円の増収となりました。

一方、支出面では、浄水施設の機器類や水を浄化する各種資材の取りかえについて状態を点検しながら必要に応じた修理を行うことにより、安全性、機能性を見きわめた上で交換時期を延長するなど、経費の節減に努めました。

しかしながら、22年度決算では、先ほども申しあげましたように、577万3,000円の欠損となりました。

今年度は、今のところ使用水量も回復傾向にあります。今後引き続き経費削減に努め、水道サービスの低下を招くことのないよう、健全な事業運営に努めたいと考えております。

次に、3ページをお開きください。設備投資を行うための会計であります資本的収入及び支出会計でございます。

収入といたしましては、第1款資本的収入の予算額合計1,839万1,000円に対しまして、決算額は1,809万6,000円の収入でございます。資本的収入の内訳として、第1款企業債で、場内4号井戸の改修工事費用に充てるため、企業債として1,070万円の借り入れを行いました。ほか、第2項負担金で給水分担金705万5,000円、第6項補助金として国庫補助金34万1,000円を収入いたしました。

次に、支出としましては、第1款資本的支出の予算額合計1億100万5,000円に対しまして、決算額が8,606万8,000円の支出でございます。収支のうち第1款建設改良費の決算額は1,808万2,000円となり、主なものとしては、11ページ、資本的支出の業務実績として、主な建設工事の概要を掲載しております。水道水の安定供給を図るため、町浄水場内の4号治水井戸の改修工事を行い、1,071万5,000円を支出しました。また、川西小学校前町道拡幅工事に伴う水道管移設工事として270万7,000円を支出、給水量の安定化を図るため、結崎出屋敷地区内において配水管のバイパス工事を行い、196万3,000円支出しました。

3ページにお戻りください。建設工事費以外の支出としましては、第2項企業債償還金で、企業債の繰上償還を行い、前年度に比べ3,812万2,000円増加の6,798万5,000円を支出しました。この繰上償還を行うことで、平成23年度以降の支払い利息としては545万円の軽減を図りました。資本的収入決算額1,809万6,000円に対し、資本的支出額は8,606万8,000円で、差し引き不足額6,797万2,000円につきましては、収入の備考欄の仮受け消費税と支出の備考欄の仮払い消費税との差額であります資本的収支調整額52万5,000円と内部留保資金から6,744万7,000円を補てんし、決算処理を行いました。

今後は、前年度から取り組んでいます配水池における地震などの災害対策のための施設の整備・補強工事等に重点を置きながら必要な改良を行うとともに、給水の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上、平成22年度川西町水道事業会計決算の概要と今後の事業方針について説明いたしました。御審議の上、認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

私からの説明は以上です。

議長（大植 正君） 説明が終わりましたので、この決算書案につきまして、過日会計監査が行われましたので、木村監査委員の報告を求めます。

木村監査委員。

監査委員（木村 衛君） 平成22年度水道事業会計の決算監査の結果を報告申し上げます。

去る8月11日に、森本監査委員とともに、地方公営企業法第30条第2項の規定により、平成22年度川西町水道事業会計決算について、水道部長に必要な調書の提出を求め、関係帳簿及び証拠書類を対照しながら説明を受け、その内容について厳正なる審査を実施いたしました結果、予算執行状況並びに現金の出納・保管、資金の運用などにつきましては、地方公営企業法を初めとする関係法令に抵触することもなく、適正に行われているものと認めましたので、御報告申し上げます。

議長（大植 正君） 監査報告が終わりましたので、ただいまより総括質疑に入ります。

総括質疑通告により、11番 芝和也君。

11番議員（芝 和也君） それでは、2点お伺いします。

1点は、有収率が結構低下傾向にあった中、この年度、若干の回復が見られます。工事等、その辺の関係もあるかと思うんですけれども、その辺の要因をどういうふうに見られているのかということが1点と、それから、もう1点、これは、町長との間では水道会計では議論が平行線ですけれども、いずれにしても加入分担金の料金処理の仕方については、町長としても研究するというのがこれまでのやり取りの現状でありますので、その辺について、その後進展はどうなっているか、お伺いいたします。

以上2点です。

議長（大植 正君） 町長。

町長（上田直朗君） まず、水道部長のほうから有収率を含めて。

議長（大植 正君） 福本部長。

水道部長心得（福本哲也君） 平成22年度の決算における有収率ですが、95.52%ということで、平成21年度の93.08%と比べて2.44%の改善が見られました。また、過去5年をさかのぼりましても最も高い数値となっております。有収率とは、配水した水のうち料金の対象となる水の割合で、数値が高いほどよいということです。有収率が低いということは、主として管路の漏水や事故による逸失、メーターの不感、公共用水、消防用水等の要因が考えられます。

水道事業は施設型の事業であり、適切な投資が行われているかどうかというところが経営を左右することになり、投資が適切であるか否かは、施設の効率性を分析することにより判断することができるということで、有収率については、施設の効率性を判断する代表的な指標の一つとなっております。一般的に有収率は、

大規模事業体で95%、中小事業体で90%と言われております。有収率の向上の要因として考えられるものとしては、過去3年間において20件前後であった漏水処理件数が、平成22年度については32件と大きく上回ったことが一番の要因として挙げられると思います。

有収率については以上です。

続きまして、加入分担金を料金収入として処理する方策についてですけれども、資本的会計については、水需要に対処するために必要な施設の整備・更新などを行うための会計であり、加入分担金は今後も必要な財源として資本的収入として処理することが適正であるということで、平成22年の第3回定例会でもそういう説明を町長のほうからされていると思います。

また、資本的会計においては、平成23年度に災害時の飲料水の確保を目的として緊急遮断弁の取り付け工事を実施します。また、それ以後についても浄水場内の施設の地震などの災害対策のための整備・補強工事等に重点を置きながら必要な改良を行うとともに、給水の確保に努めてまいりたいと考えていますので、どうか御理解いただきたいと思います。

以上です。

議 長（大植 正君） 町長。

町 長（上田直朗君） 有収率つきましては部長のほうから説明申し上げましたけれども、今まで石綿が多かった水道管は、圧を上げてまいりますと全体に漏れるわけですけれども、今、下水道も含めましてビニールパイプのほうに随分とかわっていますので、そういうことはないんですけれども、やはり一部でちょっと外れたりして漏水しているところが非常に多かったやつを適宜修理をしていってまでするので、それがなくなってくると、かなりの有収率になっていくのではないかと、有収率が上がっていくのではないかなというふうに思っております。そういうことで、できるだけ有収率を上げるように、これからも努めていきたいと思っております。

それから、水道加入金とかいう部分を水道料金のほうに入れられないかということなんですけれども、やはりこれは資本的な形として、それぞれの設備の投資を相当行っておりますので、それらに活用していくことのほうが、水道料金というのは、電気代を含めて、人件費も含めて算出していくことのほうが安定してくるのではないかなというふうに思っております。

ちなみに申し上げますと、平成22年度では約1,800万円ほどの場内の整備を行いました。そして、21年度では2,200万円ほど、20年度では9,400万円ほどの設備投資をしておりますので、それらをそういうふうな形で活用していかないと、非常にアンバランスが出てきますので、できるだけそういう形でさせていただきたいと思っております。川西町は、水道を布設されます団地とか企業とかからは今まで加入分担金をいただいております。平成17年に結崎にハッピータウンが参りましたときにいただいたのが1,300万円余りでございますけれども、そのさきに唐院の工場団地に杉本カレンダーという企業が参りまし

た。これにつきましても1,500万円ほどいただいております。そうしたことも含めて資本的投資の中へ入れて、それを活用してやっているわけでございます。

ところが、それが22年度から廃止をいたしまして、地域の公民館とかを建設するよとということに変えさせていただいたんですけれども、そういうことで、今の入ってまいります歳入と申しましたら、個人の方が設置されるときに加入分担保金を納めてくださいます。それらも資本的収支の中へ入れているんですけれども、それが大体年間400万円から500万円程度入ってまいります。一般家庭に入れるのは13ミリのパイプなんですけれども、今はほとんどが20ミリを入れられます。そうすると、分担保金も13ミリでしたら15万円ですけれども、20ミリでしたら30万円になりますので、そうしたことも含めて入れていただいております。今申しましたように、平均的にそういう加入金が入ってまいります。それらを全部資本的収支の中へ入れて、そして、今申しましたように3年間で1億3,400万円ほど投資をしております。それは、水道のパイプを各御家庭へ送っていく部分と場内の整備がありまして、場内の井戸のしゅんせつとか、あるいは二重ケーシングとか、全体の機器を更新していったりしております。それが相当まだ費用がかかってくる、これから先もまだ見通しとしては井戸のしゅんせつもございますし、それから、石綿パイプも一部ありますので、それらをかえていくということもありますので、これからまだそうした投資が見込まれますので、できるだけそうした料金以外の形で入ってくる分については資本的収支の中へ入れて、そしてそれを活用していきたいと、こういうふうに思っております。

芝議員さんがおっしゃっていますように、それらが回せたら、それは水道料金はかえって安くなるかどうかわかりませんが、逆に言うたら、費用のかかる部分を今度また水道料金に加算していきましたら、これがどこの会計でどうなっていくのか、さっぱりわからんようになってしまいますので、やはり水を送る部分の費用は送る部分、そして、投資していく分は投資していく分として、やはり分けて会計をしていくほうが、かえって将来的にもいいんじゃないかなと、こういうふうに思っておりますので、そういうことで御理解いただきたいと思ます。

議 長（大植 正君） 芝和也君。

11番 議員（芝 和也君） 有収率のほうは、漏れた水をできるだけ少のうしてきた、そういう努力のかいあってということだったかと思うんです。加入分担保金の処理ですけれども、確かに町長がおっしゃっているように、投資のほうに使っていく、これまでもそういう使い方を基本でそれを進めてきていますので、それはそういう使い方していくことになろうかと思うんですけれども、確かに次年度から、いわゆる工事分担保金、こちらのほうを町長の今の説明にありましたように廃止しましたので、その工事分担保金とかはそういう投資のほうに回しても、それはそれで理にかなう使い方かなと思ますけれども、いわゆる個人の方が水道を買うために加入されるのが加入分担保金ということでもありますので、要は、水を使うために払うお金ということだと思いますと、水道料金と同じ価値観になってくるのではないかと

と。

もう一つは、投資のお金でその資金をもとに設備投資に使いますけれども、その減価償却は、毎月使っておられる、みんなが支払ってる水道料金、この収入の支出において減価償却は落としていくという仕組みになります。だから、工事分担金は投資目的ということで、投資のほうに使うお金として有効に働くと思いませんけれども、個人それぞれが住宅で使う加入分担金においては、それを投資に使う。使い方としては会計上そういう思惑で使うとしても、後からの減価償却は、毎月の料金収入から減価償却で落としていくということになったら、使う住民は、一たん払ったお金で投資をしておいて、その投資のお金は後から減価償却でまた負うてるというふうな繰り返しになるのが、これはもう何遍も繰り返しになりますけれども、そういうことでありますので、その辺の使い分けは町長もおっしゃっていますから、そういう意味では、投資のお金として使うということになれば、工事分担金を復活させて有効に働くというのも一つの方法かなと。ただ、それは、地域開発とか、あるいは購入価格の分が、その分分担金がなかったら展開されませんし、公民館とか公園とか、そちらへつくっていく方向にも使いたいというのも、それはそれでそういう使い道になろうかと思いますが、そういう目的があるかというふうには私は考えます。

どっちにしても、どう使うことが有効に働くかということは見きわめが必要だと思いますので、これまでどおり町長は投資にお金のほうで処理をしていって、設備投資で使っていきたいということですから、それはそれで、そういう使い方で見ているながら、また一方では、これを料金収入に回すと料金体系のほうがどうなって、設備投資の財源をつくらんといけませんから、そっちを後から負うていくということになりますと、全体の支出としてはどうなるのかということとは引き続き研究を重ねてもらって、いずれにしても安定供給につながる料金支出の使い方ということで努めていただければというふうには思います。その辺、よく御検討をいただきたいと重ねて申し上げておきます。

議 長（大植 正君） 町長。

町 長（上田直朗君） 今おっしゃったように、減価償却で更新していく機器もありますし、また、それ以外の見ていない部分で、今でも耐震のことで水源池のあれを補強しなきゃならんかということも含めて、今検討していますので、そういう新たな事態が生じてきたり、あるいは水道管を移設したり、パイプを伏せかえするということになりますと、これはやはり新たな投資になりますので。そういうところへ活用していきたいなというふうに思っていますので、そういうことで、ひとつ御理解いただきたいと思います。

議 長（大植 正君） これをもちまして総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいまの決算認定についての討論を省略し、総務・建設経済委員会に付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（大植 正君） 異議なしと認めます。よって、本案件は、総務・建設経済
常任委員会に付託します。

次に、日程第7、承認第8号、平成23年度川西町一般会計補正予算の専決処分
についてを議題とし、当局の説明を求めます。

町長。

町 長（上田直朗君） それでは、一般会計補正予算として専決して執行を行った
ものについて御説明を申し上げます。

日程第7、承認第8号、平成23年度川西町一般会計補正予算の専決処分につい
てでございます。5ページをお願いいたします。

款2.総務費でございますけれども、252万円。これは、イベント用テント整
備に対しまして自治総合センターの助成事業に採択されたものでございまして、川
西夏フェスタに使用するため、専決により執行したものでございます。

それから、款8の教育費といたしまして192万4,000円。これは、中央体
育館で雨漏りが発生いたしましたことから、緊急修理をするため、専決により執行
したものでございます。

以上につきまして、専決処分の承認を求めるものでございます。よろしくお願
いいたします。

議 長（大植 正君） 説明が終わりましたので、ただいまの承認案の審議に入
ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（大植 正君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（大植 正君） 討論がないようですので、討論を終わり、これより採決
に入ります。

お諮りいたします。

承認第8号について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（大植 正君） 賛成全員により、本案件は、原案のとおり承認するこ
とに決しました。

次に、日程第8、議案第38号、平成23年度川西町一般会計補正予算につい
てより、日程第16、議案第46号、川西町道路線の認定についてまでの9議案
を一括上程したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（大植 正君） 異議なしと認め、一括上程いたします。

当局の説明を求めます。

町長。

町 長（上田直朗君） 続きまして、日程第8、議案第38号、平成23年度川西

町一般会計補正予算について御説明申し上げます。10ページをお開きいただきます。

歳出の部でございます。

款2.総務費 項1.総務管理費におきまして、地域集会所建設等補助金について、当初予算を上回る申し込みがあり、100万円の増額をお願いするものでございます。項2.徴税費につきましても、詐害行為に係る訴訟を進めている中で、不動産鑑定が必要が出てまいりましたことから、その経費として76万円の増額をお願いするものでございます。

次に、款3.民生費 項1.社会福祉費におきまして、障害者自立支援制度の法改正に伴いますシステム改修費52万5,000円、平成22年度更生医療費に係る国庫負担金の超過額返還金として99万4,000円など、計209万8,000円の増額をお願いするものでございます。次に、項2.児童福祉費では、川西小学校の建てかえに伴って整備をする予定の学童保育所の設計委託料として246万4,000円の増額をお願いするものでございます。

款4.衛星費では、大腸がん検診に要する費用として59万6,000円の増額をお願いするものでございます。

款5.農商工業費では、土地改良事業団体連合会の施設管理適正化事業に採択されました井堰改修に関する拠出金として11万2,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、12ページをお開きください。

款6.土木費では、項2.道路橋梁費におきまして、杵築神社前の道路改良工事における地質調査として250万円、項4.住宅費におきまして、公営住宅の空き家修繕工事として400万円の増額をお願いするものでございます。

款8.教育費では、項1.教育総務費におきまして、式下中学校敷地に係る所有権移転請求訴訟の成功報酬として84万円、また、項4.中学校費におきまして、生徒指導対策のための臨時講師配置に係る分担金として32万3,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、歳入につきましても、8ページをお願いいたします。

款18.繰越金ですが、平成22年度の繰越金が確定しましたので、7,742万2,000円を増額しております。

一方、款20.町債ですが、臨時財政対策債の発行可能額が当初予算を下回りましたことから、6,931万4,000円を減額させていただいております。

以上によりまして、歳入歳出それぞれ1,459万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。これにより、平成23年度の一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ39億136万2,000円となります。

次に、議案第39号、平成23年度川西町国民健康保険特別会計補正予算についてでございます。3ページをお願いいたします。

医療費等の前年度分の精算による返還金等により、1,770万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。これによりまして、同会計の歳入歳出総額

は、10億501万6,000円となります。

次に、議案第40号、平成23年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算についてでございます。4ページを御覧願います。

事務用消耗品として3万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。これによりまして、同会計の歳入歳出総額は、1億376万3,000円となります。

次に、議案第41号、平成23年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算についてでございます。5ページをお願いいたします。

款4.基金積立金につきましては、事故の加害者側より損害賠償金として第三者納付があった分について準備基金に積み立てるものでございまして、313万3,000円の増額をお願いするものでございます。

款5.諸支出金は、前年度分の精算による返還金として619万2,000円の増額をお願いするものでございます。

以上によりまして、歳入歳出それぞれ932万5,000円の増額補正をお願いするもので、これによりまして、同会計の歳入歳出総額は、6億9,950万7,000円となります。

次に、議案第42号、平成23年度川西町介護保険サービス事業勘定特別会計補正予算についてでございます。5ページをお願いいたします。

これは、地域包括支援センターの人員を補強するため、緊急雇用創出事業を活用し、嘱託職員を採用するため、及びぬくもりの郷の修繕費として、合計150万円の増額補正をお願いするものでございます。これによりまして、同会計の歳入歳出総額は、1億735万円となります。

次に、議案第43号、平成23年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算についてでございます。4ページをお願いいたします。

これは、借受人より一括償還がありました分につきまして繰上償還を行うもので、87万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。これによりまして、同会計の歳入歳出総額は、3,774万円となります。

次に、議案第44号、平成23年度川西町公共下水道事業特別会計補正予算についてでございます。5ページをお願いいたします。

企業債の金利負担軽減のため、繰上償還を実施するもので、5,344万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。これに対し、借換え債の発行を予定しております。これによりまして、同会計の歳入歳出総額は、4億284万4,000円となります。

以上が平成23年度の補正予算関係でございます。

続きまして、条例、その他について御説明を申し上げます。

議案第45号、川西町税条例の一部改正についてでございます。

1枚おめくりいただきまして、「条例の概要」を御覧ください。

これは、地方税法等の一部改正に伴うもので、厳しい経済情勢及び雇用情勢への対応として、寄附金税額控除の下限額の引き下げ、町民税等の不申告に対する過料

の引き上げ、株式の配当及び譲渡所得課税の特例の延長等の改正を行うものでございます。

次に、議案第46号、川西町道路線の認定についてでございます。

1枚おめくりいただきまして、これは、結崎地内で開発により設置され、開発業者より移管の申し出がありました路線について、道路法の規定に基づき、認定しようとするものでございます。

以上でございます。何とぞよろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長（大植 正君） 説明が終わりましたので、ただいまより議案第38号より議案第46号までの総括質疑に入ります。

総括質疑通告により、11番 芝和也君。

11番議員（芝 和也君） それでは、ただいまの説明のうち、議案第45号、川西町税条例の一部改正について若干お伺いいたします。

一つは、今般の改定作業、主に3点でありますけれども、これによつての影響額、一定程度影響が出るや否や、その辺の見通しをどうお持ちか、影響額について御説明いただきたいと思ひます。

それから、変更点の2点目で、不申告の罰則が強化されることになりましたけれども、従前から担当課長から話を聞いているところによれば、これらに対しては適正に手続を追ってもらっているから、基本的には罰則を科したことがないということでもありますので、罰則の金額が引き上がるということですが、対応としては、これからも同様に従前どおりの対応で措置していかれるのかどうか、それについて確認をいたします。

それから、3点目としては、株の譲渡益の軽減策が実施されていますけれども、これをまた延長しようという制度であります。この制度をする、しないというのは別としまして、いわゆる株の譲渡に対して軽減策をこの間講じてきていますけれども、町長御自身、そういう税制の課し方についてはどう認識をお持ちか。これまでの議論の中で、私の認識では、町長としても、大株主を中心に、実態の経済とは別に株の譲渡で収益を得ている部分に対しての課税の軽減というのはいかがなものかという認識をお持ちかなという理解でしたけれども、課長から言われて議事録を読み返してみますと、ちょっとニュアンスが違うような気がしましたので、その辺、町長御自身はどういう見識をお持ちなのか。普通に商売をしたり勤めたりして収入を得て税金を納めるというのは別に、今の経済社会の仕組み上出てくる、いわゆる濡れ手でアワの部分ですけれども、特に対象となるのは、一般投資家というよりは、いわゆる企業であれ、個人投資家でも大株主中心になってくるかと思うんですけれども、そこら辺に対しての課税が軽減されるという軽減措置というのは、税制の課し方としてどうかという町長の御見識、御所見をお伺いしたいと思います。

以上です。

議長（大植 正君） 町長。

町長（上田直朗君） 罰則とかは、今おっしゃったように、川西町で今そうした

事例がございませんので。しかし、そうしたことは国が定めておるものですから、やはり川西町も同じような形で条例として改正して制度化しておくことが大切だと思いますので、これはそういうふうなことで。しかし、現在としては該当者はないということでございます。

それから、株の売買に対しましての減税措置を続けるということでございますけれども、これも川西町では実際該当される方はほとんどおられませんので。しかし、こういう制度そのものは、やはり国がやっていることですので、川西町でも条例を改正して、もし川西町へそういう方が来られても、そういう恩恵が受けられるようにということで、改正はしていくことが大切だというふうに思います。

こういう制度をされる方がいいのか悪いのかということなんですけれども、私は、やはり多くの皆さんが株に対する関心を持たれて、そして、多くの皆さんが株をそれぞれ個人的にも持たれることが、経済の安定というか、活性といったことについて意義があるのではないかとということから、こういう制度にされているのではないかなと思います。特に最近、株式につきましても、企業の中に預けながら、その企業の中で厳選されるというか、そういう制度に変わってきておりますので、個人の方々がそういう形でいろいろ関心を持たれて、少額であっても投資されている、そして、それを企業を移しかえたりされるときにいろいろ所得が生じたときにもそういう恩恵が受けられるという意味ではないかなと思いますので、経済と大きく結びついていると思いますので、これはやはり国の施策として適切ではないかなというふうに思っておりますので、そのようにひとつ御理解いただきたいと思います。

議長（大植 正君） 森田総務部長。

総務部長心得（森田政美君） それでは、今回の法改正によります影響額について御説明させていただきます。

影響額を資産いたしましたところ、平成22年度の寄附金税額控除該当者はお1人でした。寄附金税額控除の適用下限額の5,000円が今回2,000円に引き下げられますことから、それを適用した場合、町民税控除額が2,400円から3,840円となり、町税といたしましては1,440円の減収となります。また、平成23年度は、該当者は現在のところ4人ございまして、合計の町民税控除額が2万1,360円から2万5,500円となり、町税といたしましては4,140円の減収となります。思いのほか人数が少ないというような印象を受けまして、私もちょっと聞いたんですけども、基本的には寄附の内容には多種多様のものがございますので、うちの町税に関するものということになりますと、日赤とか共同募金、それから、ふるさと納税というものが町民税にかかわる部分となりますので、このような人数になっているということでございます。

それから、先ほど町長がおっしゃいましたけど、罰則の強化についてでございますけれども、本町におきましては、未申告者が判明した場合には、申告の指導を行い、申告を行っていただいておりますので、罰則を科したことはございません。今後も基本的には従来どおりの措置と考えており、納税申告の手続を行っていた

だくよう啓発・広報活動に力を入れていきたいと思っております。

ちなみに、近隣市町村の田原本町、三宅町、広陵町、河合町におかれましても、過去に罰則規定を適用したことはないとのことでした。しかしながら、悪質なケースが発生した場合におきましては、やはり法に準拠した対応をとっていかねなければならないケースがあるということも考慮しているところでございます。

3つ目については、町長から申し上げたとおりでございます。

議長（大植 正君） 芝和也君。

11番議員（芝 和也君） 税込全体の影響額としては、対象そのものがないというようなことでありまして、罰則規定については、額は変更になるけれども、対応としては従前どおりやっていくということであったかと思えます。

それから、株の譲渡ですけれども、町長としては、現在の税制として株をやっではる方には一定の恩恵額がある、それはそれで有効に働くものかなというふうなことだったかと思えますけれども、いずれにしても国の制度が変わりましたから、法改定に伴う町の条例改定ですから、それはそれでせざるを得ないといえますか、変更があって当然かと思えますけれども、税制の考え方として、町長自身どのようにお感じになっておられるのかというのをお聞きした次第であります。

ただ、町長も触れておられましたように、確かに個人の投資家でもやっぱり影響がありますから、それはそれで恩恵があるかなというふうに思えますけれども、私も全くその世界はわかりませんが、主たるところは一般投資家の額というのは株の世界全体からいいますと、ごく一部ということになってきますから、そういう点では、大きな経済全体でいいますと、もっと株を中枢で触れている部分のところで恩恵がかなり被るということになりますから、納税の体力でいいますと、体力がしっかりあるところで大きな恩恵が働くという制度になっているのではないかなというのが私の観測であります。町長のお考えはお考えとしてお聞きいたしました。そういう点で、制度改変については別にとやかく言うものではありません。

以上です。

議長（大植 正君） これをもちまして、総括質疑を終了します。

お諮りいたします。

質疑が終わりましたので、討論を省略し、各関係委員会に付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（大植 正君） 異議なしと認め、総務・建設経済、厚生各常任委員会に付託いたします。

なお、各委員会の開催は、お手元に配付のとおりお取り計らいますようお願い申し上げます。

お諮りいたします。

日程第17、諮問第1号、川西町人権擁護委員候補者の推薦について及び日程第18、同意第3号、川西町教育委員会委員の任命についての2議案を一括議題とい

たしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(大植 正君) 異議なしと認め、一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長(上田直朗君) 続きまして、日程第17、諮問第1号、川西町人権擁護委員候補者の推薦について御説明いたします。

これは、本町の人権擁護委員のうち、9月末をもって任期を迎えられます薦田義治氏につきまして、再任として推薦を上げるに当たり、御意見を求めるものでございます。

薦田様には、平成20年10月から1期、本町の人権擁護委員を務めていただいております。引き続きお願いいたしたく、お諮りするものでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、日程第18、同意第3号、川西町教育委員会委員の任命について御説明を申し上げます。

今回同意をお願いいたしますのは、本町の教育委員のうち、9月末をもって任期を迎えられます福西恭子氏につきまして、再任をお願いしようとするものでございます。

福西様には、平成11年10月から3期、本町の教育委員を務めていただいております。引き続きお願いいたしたく、同意を求めるものでございます。

どうかよろしく御同意賜りますようお願いいたします。

議 長(大植 正君) ただいま説明がありました諮問第1号については、異議がないと答申したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(大植 正君) 異議なしと認め、異議がないと答申することに決しました。次に、説明がありました同意第3号について、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長(大植 正君) 質疑がないようですので、討論を省略し、採決いたします。お諮りいたします。

同意第3号について、原案どおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議 長(大植 正君) 賛成全員により、本案件は、原案のとおり同意することに決しました。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日の会議は、これをもって散会といたします。

なお、明日より19日までは、各委員会開催のための休会といたします。20日午前10時より再開し、ただいま各常任委員会に付託されました各議案について、委員長の報告を求めることにいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

(午後 0 時 5 7 分 散会)

議 事 日 程

厚 生 委 員 会
総務建設経済委員会

厚生委員会議事日程

平成 23 年 9 月 13 日 (火)

午前 10 時 開議

日程第 1 認定第 1 号 平成 22 年度川西町一般会計・特別会計決算について

<一般会計>

歳出 款 2 総務費 項 3 戸籍住民基本台帳費 P. 49～50

款 3 民生費 P. 54～71

款 4 衛生費 P. 71～77

歳入 上記関係歳入 p. 16～

<国民健康保険特別会計> P. 115～146

<老人保健特別会計> P. 147～155

<後期高齢者医療特別会計> P. 156～167

<介護保険事業勘定特別会計> P. 168～194

<介護保険介護サービス事業勘定特別会計> P. 195～205

日程第 2 議案第 38 号 平成 23 年度川西町一般会計補正予算について

歳出 款 3 民生費 P. 10～11

款 4 衛生費 P. 11

歳入 上記関係歳入

日程第 3 議案第 39 号 平成 23 年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について

日程第 4 議案第 40 号 平成 23 年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算について

日程第 5 議案第 41 号 平成 23 年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について

日程第 6 議案第 42 号 平成 23 年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計補正
予算について

閉会 13 時 50 分

出席委員

委員長 杉井 成行 副委員長 今村 榮一
委員 伊藤 彰夫 委員 松本 史郎 委員 森本 修司
委員 芝 和也

説明のために出席した者

町長 上田 直朗 副町長 松本ひろ子

福祉部長心得 下間 章兆
住民生活課長 矢部 和則 保険年金課長 海達 順吉
健康福祉課長 奥 隆至

西・東人権文化センター所長 岡田 忠彦

理事 嶋田 義明
会計管理者 松本 雅司 会計課長 前川 卓
総務部長心得 森田 政美 企画財政課長 西村 俊哉

職務のために出席した者

議会事務局長 高間 隆弘
議会事務局 加護 安光

欠席委員及び職員

議長 大植 正

総務建設経済委員会議事日程

平成 23 年 9 月 14 日 (水) 午前 10 時 開議

日程第 1 認定第 1 号 平成 22 年度川西町一般会計・特別会計決算について

〈一般会計〉

歳出	款 1	議会費	P. 35～36
	款 2	総務費	P. 36～53
	款 4	衛生費	P. 73～74
	款 5	農商工業費	P. 77～81
	款 6	土木費	P. 81～89
	款 7	消防費	P. 89～90
	款 8	教育費	P. 90～109
	款 9	公債費	P. 109
	款 10	諸支出費	P. 110
	款 11	予備費	P. 110

歳入 上記関係歳入

〈住宅新築資金等貸付事業特別会計〉 P. 206～213

〈公共下水道事業特別会計〉 P. 214～223

日程第 2 認定第 2 号 平成 22 年度川西町水道事業会計決算について

日程第 3 議案第 38 号 平成 23 年度川西町一般会計補正予算について

歳出	款 2	総務費	P. 10
	款 5	農商工業費	P. 11
	款 6	土木費	P. 12
	款 8	教育費	P. 12～13
	款 9	公債費	P. 13

歳入 上記関係歳入

- 日程第4 議案第43号 平成23年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について
- 日程第5 議案第44号 平成23年度川西町公共下水道事業特別会計補正予算について
- 日程第6 議案第45号 川西町税条例の一部改正について
- 日程第7 議案第46号 川西町道路線の認定について

閉会 11時45分

出席委員

委員長	中嶋 正澄	副委員長	堀 格	委員	勝島 健
委員	石田 三郎	委員	寺澤 秀和	委員	大植 正
副議長	松本 史郎				

説明のために出席した者

町 長	上田 直朗	副町長	松本 ひろ子		
教育長	森杉 衛一	教育次長	山嶋 健司		
教委総務課長	栗原 進	社会教育課長	廣瀬 行延		
産業建設部長	寺澤 伸和	建設課長	吉岡 伸晃		
産業振興課長	福本 誠治				
水道部長心得	福本 哲也	上下水道総務課長	中川 栄一		
理 事	嶋田 義明				
会計管理者	松本 雅司	会計課長	前川 卓		
総務部長心得	森田 政美	情報システム課長	安井 洋次		
税務課長	吉田 昌功	企画財政課長	西村 俊哉		

職務のために出席した者

議会事務局長	高間 隆弘
議会事務局	加護 安光

欠席委員及び職員

平成 2 3 年川西町議会
第 3 回定例会会議録

(第 2 号)

平成 2 3 年 9 月 2 0 日

平成23年川西町議会第3回定例会会議録（再開）

招集年月日	平成23年9月20日	
招集の場所	川西町役場議場	
開 会	平成23年9月20日 午前10時 宣告	
出席議員	1番 勝島 健 2番 堀 格 3番 伊藤彰夫 4番 石田三郎 5番 今村榮一 6番 松本史郎 7番 寺澤秀和 8番 森本修司 9番 杉井成行 10番 中嶋正澄 11番 芝 和也 12番 大植 正	
欠席議員		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 上田 直朗 副町長 松本 ひろ子 教育長 森杉 衛一 理事 嶋田 義明 教育次長 山嶋 健司 産業建設部長 寺澤 伸和 会計管理者 松本 雅司 総務部長心得 森田 政美 福祉部長心得 下間 章兆 水道部長心得 福本 哲也 企画財政課長 西村 俊哉	
	監査委員 木村 衛	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 高間 隆弘 モニター係 増井 肇	
本日の会議に付した事件	別紙議事日程に同じ	
会議録署名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した	
議員の氏名	7番 寺澤 秀和 議員	8番 森本 修司 議員

川西町議会第2回定例会（議事日程）

平成23年9月20日（火）午前10時00分再開

日程	議案番号	件名
第1		委員長報告 認定第1号 ～ 認定第2号 議案第38号 ～ 議案第46号 質疑・討論 採決

(午前10時00分 再開)

議長(大植 正君) 皆さん、おはようございます。

これより平成23年川西町議会第3回定例会を再開します。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。よって、議会は成立いたしましたので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、委員長報告を議題といたします。

去る9日の定例会において上程されました認定第1号、平成22年度川西町一般会計・特別会計決算について、認定第2号、平成22年度川西町水道事業会計決算について、議案第38号、平成23年度川西町一般会計補正予算についてより、議案第46号、川西町道路線の認定についてまでの11議案について一括議題といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(大植 正君) 異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、ただいまより、各委員会の審査の経過並びに結果について、順次委員長の報告を求めます。

厚生委員長、杉井成行君。

厚生委員長(杉井成行君) 議長の御指名をいただきましたので、厚生委員会を代表いたしまして委員長報告をいたします。

去る9月9日、本会議において当委員会に付託されました各議案について、過日、9月13日に委員会を開催し、審議いたしました、その結果を御報告申し上げます。

まず、認定第1号、平成22年度川西町一般会計・特別会計決算についてであります。

一般会計につきまして、委員より、「福祉医療について小学校在学中の入院費について助成を行っているが、通院費に係る助成についての検討を行っているのか。また、子育て世帯の収入状況や医療費の現状を把握しているのか」との質問があり、当局より、「平成21年9月議会補正予算計上時に検討を行ったが、約500万円必要になる。また、通院についても助成するとなると、通院増につながり、医療現場がより厳しい状況になる可能性もある。子育て世代の所得状況の把握及び医療費の状況については、現電算システムでは医療費の状況について把握することが困難であるが、所得状況については、関係課と協議し、把握に努めたい」との回答がありました。

また、委員より、児童虐待についての取り組みについて質問があり、当局より「児童虐待の報告件数は4家族11件であり、昨今の関心の高さから通告が増えている状況である。健康福祉課、保健センターでの1歳6カ月健診、3歳6カ月健診時での観察や、民生児童委員、子育て支援センター、保育所や幼稚園などの関係者との連携を密にしながら、相談体制や見守り体制を強化し、漏れ落ちのないように努めたい」との回答がありました。

次に、委員より、ゼロ歳児の受け入れも含めた保育所の体制について質問があり、当局より、「現在、町内保育所に95人、町外保育所に30人措置しているが、町

内保育所である成和保育園においては、平成23年度に施設整備を行い、ゼロ歳児の受け入れ体制を整えているところである」との回答がありました。

次に、委員より、学童保育所の今後の人数の見込みについて質問があり、当局より、「補助基準が定員70人となっているため、今後も70名で実施したい」との回答がありました。

次に、委員より、人権施策に係る各種講座事業と文化事業の関係について、平成26年度までに一本化するとしているが、一本化に向けた今後の取り組み状況について質問があり、当局より、「事業内容については重複しないよう教育委員会と協議しており、また、一本化への取り組みについては、今後検討してまいりたい」との回答がありました。

次に、委員より、ヒブワクチン、子宮頸がんワクチン接種に係る助成の状況について質問があり、当局より、「ヒブワクチンについて、接種対象者は接種当日2カ月以上5歳未満の乳幼児で、平成22年4月1日から平成23年1月31日までは32名であり、1回について3,000円助成しました。また、平成23年2月1日から補助対象事業となり、17名接種し、接種費用の9割を国及び町で負担し、自己負担額は1割の800円となっています。なお、平成23年度については、本年9月6日現在26名となっています。小児用肺炎球菌ワクチンについても補助対象となっており、18名が接種し、接種費用の9割を国及び町で負担し、自己負担額は1割の1,100円となっています。なお、平成23年度については、本年9月6日現在28名となっています。子宮頸がんワクチンについては、中学1年生から高校1年生相当の女子が対象者で、平成22年度は7名で、自己負担額は1回につき1,500円となっています。なお、平成23年度については、本年9月6日現在54名となっています」との回答がありました。

次に、委員より、高齢者の肺炎球菌ワクチン助成についての質問があり、当局より、「予防効果もかなり期待でき、医療費抑制の観点からも必要額等調査し、検討してまいりたい」との回答がありました。

次に、委員より、ごみ有料化によるごみ排出量の変化と委託料の関係について質問があり、当局より、「ごみ有料化前の平均は1カ月16万3,000トン、有料化後は12万5,000トンで、約3万8,000トン減少しており、その処理委託費についても減少しています。また、ごみ減量化・再資源化を促進するため、資源回収の助成制度やごみ処理事業の収支バランスなど、住民の皆様にはわかりやすい説明に努めたい」との回答がありました。

続いて、国民健康保険特別会計について、委員より、国民健康保険特別会計の収支の見通しについて質問があり、当局より、「平成20年度より実質収支は黒字となり、本年度についても約5,400万円の黒字となっている。この黒字額から前年度繰越金、支払基金返還金等の償還金を除いた22年度の実質収支は約2,700万円の赤字となる。この原因は、1件当たり150万円以上の高額医療の入院患者が増えたこと等により保険給付費が増加した。今後もこのような傾向が続くと予想しており、保険給付費に見合う財源の確保が難しくなり、国保運営については厳

しい状況となると思われる。医療費抑制のための予防対策や国保税の収納率向上に努めたい」との回答がありました。

また、委員より、国民健康保険税における分納誓約者の状況について質問があり、当局より、「平成22年度は53名で、23年度は、現在59名となっています。誓約不履行者は5名となっておりますが、納付相談等行いながら、今後も引き続き収納率の向上に努めていきたい。また、現在制度上分納誓約者に対しても督促状を発送している。法的なことを踏まえて適切に対応する」との回答がありました。

次に、委員より、現在1人当たり医療費が31万円で、県下で18番目の水準となっているが、医療費は今後も増加すると思われるが、国保事業としての予防対策の充実について質問があり、当局より、「特定健診導入により、個々の予防対策として取り組んできた基本検診、人間ドック助成は平成20年度より廃止したところである。今後の予防対策としては、生活習慣病が県平均より多いという本町の状況からも、若年層を含め、広く病気を把握することができる特定健診がより予防効果を発揮してくれるものと考えている。また、受診率向上のため、集団健診の休日の実施や、がん検診とのセット健診など工夫してまいりたい」との回答がありました。

続いて、後期高齢者医療特別会計について、委員より滞納者の状況について質問があり、当局より、「滞納となっている方の状況を見てみると、文章を見ていない、納め忘れ等がほとんどを占めており、これは、制度上、年金の天引きが主となることから、普通徴収による徴収についての意識が薄いことが起因していると考えられる。また、督促状発送者の所得状況からも、収入が少ないことにより滞納となっている方は比較的少ないと想定している。しかしながら、納付が困難な方への支援の必要性からも、状況等についての調査を行い、その把握に努めてまいりたい」との回答がありました。

次に、委員より、介護保険事業勘定特別会計の特定入所者介護サービス費について質問があり、当局より、「介護保険施設に入所または短期入所した者が負担する居住費・食費等について、利用者負担限度額と基準費用額との差額を施設に給付するものである」との回答がありました。

次に、委員より、介護保険事業勘定特別会計の状況及び次期介護保険事業計画について質問があり、当局から、「平成21年度及び平成22年度は黒字決算であったが、今年度の収支については現在のところ何とも言えないものの、平成21年度から平成23年度までの第4期介護保険事業計画でいえば、黒字となる見込みである。また、第5期介護保険事業計画策定に当たっては、保険料の算定等、わかりやすい方法で住民の皆様にお示しできるような計画となるよう努めたい。なお、保険料を抑制するためにも、介護予防事業に十分取り組みたい」との回答がありました。

次に、委員より、介護保険介護サービス事業勘定特別会計の収入増について質問があり、当局より、「ぬくもりの郷のデイサービス利用者について、1日当たり平均利用者数が3人から4人増加したことによるもの」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、認定第1号、平成22年度川西町一般会計・特別会計決算における厚生委員会に付託されました決算については、承認いたしました。

次に、議案第38号、平成23年度川西町一般会計補正予算について、委員より、自立支援法改正に伴うシステム変更及び同行援助受け入れ事業所などの対応について質問があり、当局より、「システム回収については、新たなサービスである視覚障害者への同行援助及びケアホーム、グループホームへの入所者への家賃補助が追加されることに伴うもので、庁内システムだけでなく、国保連合会ともデータのやり取りを行っているため、改修を行うものである。また、同行援助の受け入れ事業所については、現在県で申請を受け付けているところであり、実際の利用にどの程度結びつくかは未定であるが、今回の制度改正も含め、今後の支援方法については、先日設立した磯城郡地域自立支援協議会において地域の課題を抽出していく中で検討してまいりたい」との回答がありました。

次に、委員より、学童保育所の設計について質問があり、当局より、「補助基準に合わせた70人規模の施設の建設を考えており、敷地の関係から2階建てになる」との回答がありました。

次に、議案第40号、平成23年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について、委員より、今年度は県補助金で委託保健師の採用を行っているが、来年度以降についての人員配置について質問があり、当局より、「現場としては、専門職である保健師は特定健診など予防事業が医療費抑制につながるのが必要となると考えているが、来年度の人員配置については、現時点では未定である」との回答がありました。

次に、委員より、後発医薬品使用に係る通知や啓発について質問があり、当局より、「糖尿病などの慢性疾患に使用する、いわゆるジェネリック医薬品について、1カ月の差額が500円を超える場合、年1回通知するものである。住民の皆様への啓発については、町広報誌等で医療費を抑制する観点から啓発してまいりたい」との回答がありました。

次に、議案第42号、平成23年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計補正予算について、委員より、人件費を増額する理由について質問があり、当局より、「地域包括支援センターにおけるケアプランを作成する人員が人事異動により3名から2名になったことにより、緊急雇用創出補助金を活用して嘱託職員を採用し、介護予防支援事業を充実しようとするものである。なお、ケアプラン作成の体制については、幅広い観点で対応を検討したい」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、議案第38号、平成23年度川西町一般会計補正予算、議案第39号、平成23年度川西町国民健康保険特別会計補正予算、議案第40号、平成23年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第41号、平成23年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算並びに議案第42号、平成23年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計補正予算について、提案説明どおりであり、承認いたしました。

次に、当委員会に係る審査案件につきましては、地方自治法第109条第9項の規定に基づき、議会閉会中においても調査並びに審査できるように議決されることをお願い申し上げまして、厚生委員会を代表いたしましての委員長報告といたしま

す。

議員各位には、御賛同賜りますよう、よろしくお願ひ申しいたします。

議長（大植 正君） 続きまして、総務・建設経済委員長、中嶋正澄君。

総務・建設経済委員長（中嶋正澄君） 議長の御指名をいただきましたので、総務・建設経済委員会を代表いたしまして委員長報告をいたします。

当委員会は、平成23年9月14日に開催し、当委員会に付託されました各議案について当局から詳細な説明を受け、慎重に審議いたしました。

まず、認定第1号、平成22年度川西町一般会計・特別会計決算についてであります。

委員より、経済危機対策等の各種交付金の今後の見通しと事業効果について質問があり、当局から、「経済状況への対応として設けられた交付金であり、今後も継続して交付されるかどうかは不明である。町としては、庁舎の空調設備更新や維持修繕工事など、将来的に町単独事業として対応が必要と考えていた事業に充てることができ、有意義に活用することができたと考えている」との回答がありました。

また、委員より、緊急雇用創出事業補助金の今後の見通しについて質問があり、当局から、「基本的には平成23年度で終了となるが、重点分野については継続されることも聞いており、今後、補助金がどうなるか不明である。なお、補助金がなくなった場合の当該事業で雇用している嘱託職員の扱いについては、業務の必要性を十分精査の上、整理する必要があると考えている」との回答がありました。

また、委員より、島の山古墳の整備の現況と将来的なビジョンについて質問があり、当局より、「平成22年3月に開催された島の山古墳整備検討委員会において、本町の財政状況もかんがみながら、町の身の丈に合った整備に係る基本構想について御承認いただいたところである。小学校改築が終えるころをめどに整備にかかりたい。また、現在の取り組み状況については、平成21年度より国の補助を受けて取り組んでいる出土物の保存作業を継続して実施しているところである」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、認定第1号、平成22年度川西町一般会計・特別会計決算における当委員会所管分については、提案どおり承認いたしました。

続きまして、認定第2号、平成22年度川西町水道事業会計決算については、提案どおり承認いたしました。

続きまして、議案第38号、平成23年度川西町一般会計補正予算についてであります。

委員より、「中学校費において、生徒指導充実のための臨時講師雇用に係る補正ということであるが、対応の時期はどうなるのか」との質問があり、当局より、「現計予算を活用し、9月より週9時間の雇用で実施している。今回の補正は、継続して取り組む上で不足することとなる費用について補正をお願いするものである」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、議案第38号、平成23年度川西町一般会計補正予算における当委員会所管分については、提案どおり承認いたしました。

続きまして、議案第43号、平成23年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算、議案第44号、平成23年度川西町公共下水道事業特別会計補正予算、議案第45号、川西町税条例の一部改正について及び議案第46号、川西町道路線の認定については、提案どおり承認いたしました。

以上が当委員会に負託されました各議案の審議の結果でございます。

次に、当委員会所管に係る審査案件につきましては、地方自治法第109条第9項の規定に基づき、議会閉会中においても調査並びに審査できるように議決されることを望みまして、総務・建設経済委員長報告とさせていただきます。

何とぞ議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

議長（大植 正君） 以上で各委員長の報告が終わりましたので、これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（大植 正君） 質疑がないようですので、質疑を終わり、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

11番 芝和也君。

11番議員（芝 和也君） それでは、ただいま厚生、総務・建設経済の両委員長から報告されました認定第1号、22年度の一般会計及び特別会計、それから認定第2号、22年度の水道会計の各決算認定並びに23年度の一般会計を初め各特別会計の補正予算、町税条例の一部改正並びに町道認定の認定案2本と補正予算案など議案9本の全11議案に対する討論を行います。

各議案に対する態度表明であります。認定第1号の22年度川西町一般会計・特別会計決算では、一般会計と国保会計が不承認で、あとの各特別会計につきましては承認するものであります。認定第1号は、8つの会計がいくくりになっていますので、議案に対する態度といたしましては反対ということになります。次の認定第2号の水道会計も不承認とするもので、態度表明としましては、本定例会に提案されています認定案につきましては2本とも不承認とするものであります。また、各上程議案についてであります。反対議案は、第38号の23年度の一般会計補正予算と第39号の23年度の国保会計補正予算の2本であります。あとの第40号の後期高齢者医療保険から第46号の町道認定までの7議案は、すべて賛成するものであります。

それでは、まず22年度の一般会計決算であります。

当該年度においても取り組むべき重点施策としましては、いかに地域経済を盛り立てて住民生活の安定化を図り、暮らしを応援していくのかという問題に尽きると思います。この観点、別に本町だけの特定の地方自治体だけに課せられている問題では決してありませんが、国、地方を問わず共通して問われている今日の政治の中心問題、課題であります。経済の要をなしているのは、何といたしましても我が国GDPの6割を占める個人消費であることは間違いありません。この伸びが回復し

ない限りは、根本的な景気低迷からの脱出にはつながりませんし、種々の経済指標を通じて景気の上向き傾向が見られたとしても、個々人の消費購買力が回復し、経済の中軸をなす個人消費が伸びたことに起因する上向きの改善がない限りは、経済の大道を行く景気低迷からの脱出には至りませんから、問題は、ここにどう火をつけていくのかが政治のかじ取り、手腕として求められている取り組みにはほかなりません。

こういう点でいうならば、肝心の国のかじ取りが雇用問題や税制問題を初めとして個人消費を温める方向に働くどころか、懐の温度の維持はおろか、冷却効果を上げる策しか実施されていないのが実態でありますから、住民の皆さんを初め多くの皆さんの念頭には、先行きの明るい見通しを見出すことなど極めて厳しい状況にあるのが大多数の庶民の実態であり、実感であります。今日、政治を挙げてこの分野に持てる力のすべてを注ぐべきであります。

本町の取り組みとしましても、こうした観点に立っての施策の実施については、町長御自身も当該年度の予算審議を初め各議会を通じての私との議論の中では、この立場に立つことを決して否定はなさっていませんし、この立場に立って施政に当たることを当然必要としておられるわけでありますから、そういう点では大変御苦労いただいておりますが、より一層こうした観点から諸施策を見直され、より積極的に住民の皆さんの暮らしの下支えに力を注がれんことを求める次第であります。

当該年度におきましては、拡充されてきている子育て支援の一環で、ヒブワクチンの助成が新たに組み込まれましたし、経済対策としての位置づけで立地企業への奨励金制度なども始まっております。取り組みとしましては一定の前進として評価もし、期待もしているところでありますが、景気対策として取り組むならば、一層消費購買力の引き上げにつながるよう、住民の雇用の安定に直接働くような中身への拡充を求めるところでありますし、住宅ローン助成など自治体が取り組む経済対策として既にその効果が立証されている取り組みの導入や低酸素社会に向けた取り組みの実施、町内の行き来を高めるための移動手段の確保、住民負担の軽減につながることはもちろんですが、それだけにとどまらない住民の健康度の向上に波及効果が大きく認められている予防保健事業での高齢者の肺炎球菌ワクチン助成などの実施や強化に向けた策としての基本健診等の復活など、取り組みは多岐にわたりますが、できるだけ自治体ならではの暮らし応援に集中した取り組みの強化に努められんことを引き続き求めるものであります。また、何が必要なのか、住民ニーズを把握することは、自治体の持つべき姿勢の基本中の基本でありますから、こうした声をしっかりと把握に努めるためにも、住民との懇談会を開くなど、住民の皆さんの声を伺う機会をぜひ設けられんことを求める次第であります。

町長のこれまでの取り組みに加えて、一層前進せられんことを要望し、本一般会計決算につきましては、不承認とするものであります。

次に、22年度の国保決算であります。

近年、医療費の増大に伴い、国保会計の収支も厳しさを増してきているところがありますから、その運営については特に注意をされていることと存じます。いずれ

にしましても、運営の好転には収入を増やすか支出を抑えるかになります。国保加入者の所得分布でいえば、御承知のとおり、所得200万円が全体の8割5分を優に超えているのが実情ですから、収入増は得策ではありません。ならば、支出をいかに抑えるかに尽きます。その中心は、一般会計での予防保健事業とも密接につながる問題ですが、住民の健康度をいかに引き上げていくのか、この分野に力点を置くこと以外には、現在の制度でいけば自治体を取り組める余地はありませんから、この点での改善努力が求められます。当該年度においても、その中心は特定健診になりますが、受診率も18%程度と伸び悩んでいるのが実態です。要因はさまざまにありましようが、やっぱり健診の中身等、受けるに値するかどうかの受診者の側の魅力を感じる度合いにあることが考えられます。この点で、受診の機会を他の検診とセット受診にするなど工夫を図られているようですが、本町だけの問題ではありませんが、各保険者同様に、人気がなく、伸び悩んでいるのが現状ですから、問題は、せめて基本健診並みになるような中身の魅力を持たせた取り組みとして力を注がれんことを求める次第であります。この分野の努力は地味ですが、こうした日々の積み重ねでしか全体の効果は出せませんので、非常に息の長い、粘り強い取り組みになろうかと存じますが、こうした緻密な努力の強化を重ねて求めるところであります。

また、人間ドックに対する助成措置も積年取り組まれてまいりましたが、特定健診の実施と引きかえに打ち切られています。これは、助成数にも限度があることや、毎年受診者がリピーター化していることから、全体への波及からすれば効果が認められないとのことで打ち切ったとのことですが、恐らく特定健診が導入されなければ、打ち切りには踏み切らなかったことと存じます。それは、目的が住民の健康度を引き上げることであり、病気の早期発見・早期治療による医療費負担を抑えることが目的だからであります。今日もこの目的は何ら変わっていませんし、医療情勢にもこの分野での従前との変化は何も変わりはないわけですから、そういう点では、この取り組みの見きわめは、やる気の問題、構えの問題にほかなりません。効果も含め、特定健診を決して否定するものではありませんが、それも含めて、この分野の強化のためにも、ドックの復活等、一層の強化を求める次第であります。

また、本会計への一般会計からの繰り入れは法定分だけで、政策的な経費は含まれておりません。予防保健として共通する分野もありますし、また、国保はその特徴からして構造的に脆弱にならざるを得ません。これは、誰がやっても必至であって、違いがないことから明らかです。しかも、国民健康保険制度は国民皆保険制度の要をなすのが国保になるわけですから、そういう点では、余力を振り絞って政策的な経費を一般会計において捻出することも念頭に置かれんことを求めると同時に、県・国に対して町村会など地方団体へも積極的に呼びかけて意見具申されんことを求めるものであります。言うたからといって直ちに改善されることが期待できるわけありませんが、何事もまずは言うことから始まるわけですから、ぜひその口火を切られて、先頭に立たれんことを求める次第であります。

また、審議を通じて改善・検討するとのことでしたが、保険税の分割納付者への

督促状の発送は、現に約束が個々にされ、滞りが生じるなど、実態に応じた取り組みに変更されんことをあわせて申し上げ、本会計決算も不承認といたします。

あとの老健、後期高齢者、介護事業、介護サービス、住新、下水の各決算は承認いたしますが、1号認定案は、これら8つの会計がいくくりになっておりますので、1号認定案に対する態度表明は、反対であります。

次に、認定第2号の水道会計決算であります。当該事業は、住民生活においては決して欠かすことのできない重要な取り組みでありまして、この点、水道水の安定供給に向けた職員の皆さんの努力には敬意を表するところであります。問題は、いかに安価で安定的に供給するのが、能力の試されるところであります。当該年度は、それまで93%前後の有収率が95.5%へと一定の改善が見られることが特徴の一つであります。要因には、これまでの石綿管の改修の効果のあらわれや漏水の修理件数の増大等が報告されていますが、これまでの経営努力のあらわれとして評価するものであります。引き続きこうした改善策の実施と生産コストの引き下げに期待をしておりますが、県水の購入単価の影響もこの辺にはシビアに反映されることであらましようから、この点、将来に向けて自己水の確保量等、渇水期の対策もありますから、一概には見通しを立てることは難しいでしょうが、生産コストの引き下げに向けて方策を求めるものであります。

また、会計処理における住民の加入分担金の扱いは、依然議論は平行線をたどるのみであります。町長は、一定の投資部分に使うのが本筋として、営業会計ではなく資本会計で処理するとのこと。一方、当該年度からではありませんでしたが、施設分担金を現在は廃止に導いています。一定の投資に使うのであれば、これは当然置いておくべきものではありませんか。繰り返しになりますが、現在の方式では、住民の皆さんからしてみれば、水を購入するために加入金を支払い、毎月の水道代金を支払います。この加入金が設備投資に充てられるわけですが、その設備投資の減価償却を毎月の水道料金で落とされていきますので、この方式ですと、住民は設備投資のお金を最初に払い、その償却を後からも水道料金で負うという二重負担の構図が生じざるを得ないというのが住民から見た会計処理上の一つの矛盾であると指摘せざるを得ません。引き続きこの改善を求めまして、本会計決算も不承認とするものであります。

以上が認定案についてであります。

次に、23年度の一般会計補正予算であります。態度表明は、反対の立場からのものであります。補正額は、一般会計全体の4%弱の1,400万円ほどで、各費目において必要に応じた補正でありまして、全体としましては妥当な執行と判断するものであります。国保への事務費の繰り出しで、次の国保会計とも重なる話になりますが、薬に関して同じ効能ならば、新薬ではなくてジェネリック医薬品など従前の薬を使えば、その分薬代が安くなり、結果、国保会計における医療費の支出減に反映させたい目的で、薬代において500円以上の差額が生じる被保険者本人に対して、この薬を使ったら安くつきますよという案内を送るための繰り出しです。これは、策を検討したほうがよいものと私は判断いたします。取り組みとしては、

そんなこれ見よがしみたいな方策ではなくて、むしろ同様の内容を伝えるにしても、その方法としては町広報に掲載するなり住民全体にお知らせするなど、方法は直接の送付以外に幾通りもあるものと考えます。医療費の支出減への思いは理解をいたしますが、同目的を果たすためにはほかにも方法があることから、また、送られる側の気分、感情からしても、もっと考慮してしかるべき取り組みと心得ます。よって、今般の方法については再考することを求めまして、その執行につきましては賛成しかねる次第であります。

次に、その国保会計の補正であります。態度表明としましては、ただいまの一般会計同様、反対の立場からのものであります。

一般会計からの繰出金の使い道において、安くつく薬代のお知らせを送ることに、一般会計で方法の検討を求めたとおりでありまして、国保においては、まずはとどまることを求めまして、反対するものであります。

また、本会計では、人件費の歳入費目の組みかえがなされております。保健師の確保のための策であり、そのことには反対ではありませんが、職員としてきちんと備えておく必要があるから講じられている措置と心得ます。ならば、職員の配置を全体としてきちんと見るべきと心得ます。この点、次年度以降についてはまだ白紙とのことであります。審査の過程を通じての観測は、場当たりの部分も認められますから、これは現場の事情をしっかりと踏まえて、全体の職員配置の観点から、必要な措置を講じられんことを申し添えておく次第であります。

次の後期高齢者医療特別会計並びに介護保険の事業会計補正につきましては、必要な備品購入や前年度の精算確定の処理等でありますので、両議案とも賛成するものであります。

次に、介護保険のサービス勘定です。態度表明は、さきの2議案同様、賛成の立場からのものであります。補正内容は、ケアマネージャーの必要から、急遽募集をかけて人員を確保しようとするものであります。必要職員の確保ですから、配置は当然ですが、問題は当初から当然わかっている問題で、配置はしていたものの、有資格等の条件から見込み違いが生じて不足に至ったとのことであり、むしろこの点の問題のほうが重大です。次年度以降も当然、ケアプランの作成上絶対必要な人員になるわけですから、こうした見込み違いに陥らないことを強く求めるものであります。また、人員不足が生じている以上、現状ではプランの作成に相応の時間がかからざるを得ないでしょうから、当然、住民の皆さんに迷惑が生じますし、また、限られた職員にも負担が生じることからも、現状の放置は許されません。他部署からの応援も得るなど、確保されるまでの間の必要な臨時措置も含めて事態に対処することを求めるものであります。

次の住宅新築資金、公共下水道、町税条例、道路線の認定の4議案につきましても、必要な金利負担の軽減に向けた繰上償還や法律改定によるもの、開発業者からの移管などによるものなど、いずれも必要な補正を打つものであり、これら4議案とも賛成するものであります。

上田直朗町長、町長としてその権能と手腕を遺憾なく発揮され、憲法が希求する

集めた税金をまずは暮らしに使い、残ったお金でほかのことを講じる、こうした憲法を暮らしに生かした観点で次年度以降の予算編成に当たられ、反映されんことを改めて求めると同時に、こうした取り組みの充実で、川西町が住民の意に添い、願いにこたえ、住民の皆さんにとって身近で役立つ、魅力あふれる自治体として一層発展していくように、私自身も住民の皆さんはもとより、町長を初め、ここにおいでの方々と力を合わせて頑張る決意を申し上げまして、本9月議会に上程されました全11議案に対する私の賛成・反対の立場からのそれぞれの討論を終わります。

議長（大植 正君） ほかに討論ありませんか。

2番 堀格君。

2番議員（堀 格君） 御指名ありがとうございます。2番の堀でございます。

今議会に上程されております各議案につきまして、賛成の立場から討論を行いたいと思います。

まず、認定第1号、平成22年度川西町一般会計・特別会計決算につきましては、財政の健全化に努められ、大きく改善されてまいりましたことにつきまして、町長以下職員の方々に敬意を表するところであります。健全な自治体と言えるまであと一歩というところまで来ておりますので、引き続き御尽力いただきたいと思っております。もちろん行政からの援助という点では不満のあるところもありますが、運営に当たりまして、私どもも十分な情報を提供してまいりますので、予算が許される限り、細かい配慮をお願いするとともに、金銭的な問題をサービスの向上でカバーして、住民の温かい支援と協力が得られますよう、努力をお願いしておきます。

なお、この苦しい状況下で町道結崎線の川西小学校前の道路をきれいに整備していただきまして、ありがとうございます。引き続き道路その他環境整備に御尽力いただきたいと思っております。産業建設部長、頑張ってください。

それから、国民健康保険につきましては、制度の改善は国の施策に頼らざるを得ませんが、現状会計の健全化のため、難しい対応のあるところではありますが、収納率の維持には努力していただきたいと思っております。また、介護保険につきましては、来年度からの保険料算定に当たりまして、十分な検討をお願いしておきます。いずれにいたしましても、保険給付費が増加しております状況下、住民の健康管理と健康増進への工夫を凝らした一層の取り組みをお願いしておきたいと思っております。福祉部長、教育委員会、よろしく願いいたします。

次に、認定第2号、平成22年度川西町水道事業会計決算についてであります。経費の削減と安定給水に御尽力いただき、ありがとうございます。しかしながら、決算を見ますと厳しい状況にありますので、さらに経費の削減と安定給水という難しい問題に一層の御尽力をお願いします。水道部長、頑張ってください。

次に、議案第38号、平成23年度川西町一般会計補正予算についてであります。式下中学校の対策として予算を組んでいただき、よかったですと思っております。あとは、少しでも早く教育環境の改善が図られますよう期待をいたしております。教育長、よろしく願いいたします。

それから、学童保育の設計につきましても結構かと思っておりますが、今度の工事に当

たりましては、小学校の本体工事と並行して予算を組んでいただきたいと思います。

その他の議案につきましては、原案につきまして特に意見はありません。

以上で、賛成の立場での私の討論を終わります。ありがとうございました。

議 長（大植 正君） ほかに討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（大植 正君） ほかに討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

認定第1号について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（大植 正君） 賛成多数により、本案件は、原案のとおり認定いたしました。

次に、認定第2号について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（大植 正君） 賛成多数により、本案件は、原案のとおり認定いたしました。

次に、議案第38号について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（大植 正君） 賛成多数により、本案件は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第39号について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（大植 正君） 賛成多数により、本案件は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第40号より議案第46号までの7議案について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（大植 正君） 賛成全員により、各案件は、原案のとおり可決いたしました。

以上をもちまして、本定例会の日程はすべて終了いたしました。

議員各位には、何かとお忙しい折にもかかわらず、本定例会に提案されました諸議案につきまして慎重に御審議賜り、かつ議会運営に御理解ある御協力をいただきましたことに対し、議長として厚く御礼申し上げます。

理事者におかれましては、今後も引き続き厳しい財政環境が予想されるため、予算の執行に当たっては、経済性、効率性及び有効性に配慮しつつ、厳正な執行を望むものであります。また、各議員から出されました御意見なり要望を十分に尊重していただき、今後の町政に一層の御努力を賜りたいと存ずる次第でございます。

閉会に当たり、町長より挨拶をお願いします。

町長。

町 長（上田直朗君） 閉会に当たりまして、一言御礼を申し上げます。

提出いたしました各議案につきまして、慎重に御審議を賜り、認定、議決、また同意をいただきまして、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

審議を通じまして議員各位から賜りました御意見や御指摘を今後の町政の参考にしてまいりたいと考えております。大変厳しい財政状況が続いておりますけれども、健全な財政運営を基本として、今後も川西町の発展のために努めてまいる所存でございますので、議員の皆様方におかれましても、町政の進展になお一層の御理解と御協力をいただき、御指導賜りますことをお願い申し上げまして、閉会の御礼にさせていただきます。

ありがとうございました。

議 長（大植 正君） これをもちまして、平成 23 年川西町議会第 3 回定例会を閉会します。

ありがとうございました。

（午前 10 時 53 分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成23年9月20日

川西町議会

議 長

署名議員

署名議員

(議決の結果)

議案番号	件名	議決月日	審議結果
認定第1号	平成22年度川西町一般会計・特別会計決算について	9月20日	原案認定
認定第2号	平成22年度川西町水道事業会計決算について	9月20日	原案認定
承認第8号	平成23年度川西町一般会計補正予算の専決処分について	9月9日	原案承認
議案第38号	平成23年度川西町一般会計補正予算について	9月20日	原案可決
議案第39号	平成23年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について	9月20日	原案可決
議案第40号	平成23年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算について	9月20日	原案可決
議案第41号	平成23年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について	9月20日	原案可決
議案第42号	平成23年度川西町保険介護サービス事業勘定特別会計補正予算について	9月20日	原案可決
議案第43号	平成23年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について	9月20日	原案可決
議案第44号	平成23年度川西町公共下水道事業特別会計補正予算について	9月20日	原案可決
議案第45号	川西町税条例の一部改正について	9月20日	原案可決
議案第46号	川西町道路線の認定について	9月20日	原案可決
諮問第1号	川西町人権擁護委員候補者の推薦について	9月9日	原案推薦
同意第3号	川西町教育委員会委員の任命について	9月9日	原案同意